

第二百八回国 参議院 国土交通委員会 會議録 第十二号

令和四年五月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十日

辞任

松山 政司君

羽田 次郎君

下野 六太君

五月十一日

辞任

上月 良祐君

伊藤 孝江君

榛葉賀津也君

五月十二日

辞任

青木 一彦君

鶴保 庸介君

白 眞勲君

補欠選任

こやり隆史君

白 眞勲君

伊藤 孝江君

補欠選任

渡辺 猛之君

杉 久武君

芳賀 道也君

補欠選任

三浦 靖君

中西 哲君

熊谷 裕人君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

齋藤 嘉隆君

足立 敏之君

大野 泰正君

長浜 博行君

塩田 博昭君

青木 一彦君

朝日健太郎君

こやり隆史君

佐藤 信秋君

中西 哲君

長峯 誠君

牧野たかお君

三浦 靖君

渡辺 猛之君

熊谷 裕人君

野田 国義君

鉢呂 吉雄君

杉 久武君

竹内 眞二君

芳賀 道也君

浜野 喜史君

室井 邦彦君

武田 良介君

増子 輝彦君

中根 一幸君

小宮山泰子君

斉藤 鉄夫君

渡辺 猛之君

宮崎 雅夫君

清野 和彦君

内田 欽也君

和田 信貴君

長橋 和久君

宇野 善昌君

井上 智夫君

国土交通省海事局長 高橋 一郎君
環境省環境再生・資源循環局長 土居健太郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(齋藤嘉隆君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、下野六太君、羽田次郎君、松山政司君、上月良祐君及び榛葉賀津也君が委員を辞任され、その補欠として白眞勲君、こやり隆史君、渡辺猛之君、杉久武君及び芳賀道也君が選任されました。

また、本日、鶴保庸介君及び白眞勲君が委員を辞任され、その補欠として中西哲君及び熊谷裕人君が選任されました。

○委員長(齋藤嘉隆君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、国土交通省都市局長宇野善昌君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(齋藤嘉隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(齋藤嘉隆君) 宅地造成等規制法の一部

を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤国土交通大臣。

○国務大臣(齋藤鉄夫君) ただいま議題となりました宅地造成等規制法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

昨年七月に静岡県熱海市において発生した土石

流災害では、多くの尊い生命や財産が失われ、上

流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につな

がったとされております。このほかにも、全国各

地で盛土の崩落による人的、物的被害が確認され

ており、盛土による災害の防止は喫緊の課題とな

っております。同様の被害が二度と繰り返され

ることがないよう、盛土等による災害から国民の

生命、身体を守る観点から、盛土等を行う土地の

用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全

国一律の基準で包括的に規制する法制度を整備す

ることが強く求められております。

このような趣旨から、この度この法律案を提案

することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申

上げます。

第一に、危険な盛土等を隙間なく規制するた

め、都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土

地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被

害を及ぼし得る区域を規制区域として指定できる

こととし、農地、森林の造成や土石の一時的な堆

積も含め、規制区域内で行われる盛土等を許可の

対象とすることとしております。

第二に、盛土等の安全性を確保するため、盛土

等を行うエリアの地形、地質等に応じて、災害防

止のために必要な許可基準を設定し、工事の計画

を事前に審査するとともに、施工状況の定期報

告、施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査

を実施し、許可基準に沿った安全対策の実施を確

認することとしております。

第三に、工事後においても継続的に盛土等の安全性を担保するため、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化し、災害防止のため必要となるときは、都道府県知事等が土地所有者等や他の原因行為者に対して是正措置等を命令することができることとしております。

第四に、違反行為に対する罰則が抑止力として十分に機能するよう、無許可での行為や命令への違反等について、行為者及び法人に対する罰則を大幅に強化することとしております。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(斎藤嘉隆君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院国土交通委員長中根一幸君から説明を聴取いたします。中根衆議院国土交通委員長。

○衆議院議員(中根一幸君) たいま議題となりました宅地造成等規制法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

本修正の内容は、政府は、この法律の施行後五年以内に、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域以外の土地における盛土等の状況その他この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討案項に修正することとしております。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。○委員長(斎藤嘉隆君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

た。

これより質疑に入ります。

○長峯誠君 おはようございます。自由民主党の長峯誠です。質問の機会をいただき、ありがとうございます。

熱海の不適切な盛土による土石流災害を受けて、国土交通省は盛土総点検を自治体に指示をいたしました。その結果、必要な災害防止措置ができていないなど、不適切な盛土が千八十九件報告されました。

資料の一を御覧ください。

このうち、既存法令の規制対象になっていない場合、既存法令の規制対象とならない場合は指導を行い、対応しない場合は、地方自治体が対策工事を実施するとなっております。この黄色いマーカーの部分でございます。

これに該当する工事箇所は何か所あり、事業費はどのくらいになるのか、お伺いいたします。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。総点検において必要な災害防止措置が確認できなかった等の課題が確認された盛土については、現在、地方公共団体において盛土の危険性に関する詳細調査や原因行為者等への是正指導などが進められているところであり、対策工事の件数や事業費は把握しておりません。

○長峯誠君 となりますと、多分もう、今年の出水期までに是正措置を講じてハード対策が取れるということは無理だろうなというふうに思うわけでありまして。そうなりますと、せめて、ハードが間に合わないのであればソフト対策はもう十分に講じておくべきと考えます。この点、関係住民に注意喚起をして、避難行動の確認等を行うように自治体に要請すべきと考えますが、これは大臣のお考えを伺いたいと思えます。

○国務大臣(斎藤鉄夫君) 総点検を踏まえ、本年四月、出水期を迎えるに当たり、明らかに災害危険

険性が高い盛土は出水期までに応急対策を完了すること、それから、詳細調査が必要な盛土については速やかに着手し災害危険性の程度等を明らかにすること、迅速な避難等につながるよう、応急対策が必要な盛土や災害危険性が高いと特定された盛土は速やかにその内容を公表することにつきまして、国土交通省、農林水産省と共同で都道府県に依頼をしております。

○長峯誠君 ありがとうございます。

盛土規制区域を指定するため、自治体は基礎調査をまず行います。確かに、住民の安全を守るために一刻も早くこの基礎調査を実施する必要があります。しかし、自治体によって地理条件もマンパワーも様々でございます。

国土交通省として、この基礎調査にどのぐらいの間を想定しているのか、目標というのはあるのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。盛土等に伴う災害防止の緊急性に鑑み、規制区域の指定が早期に行われる必要があるため、それに必要な基礎調査もできる限り速やかに行われる必要があると認識しております。

基礎調査に要する期間につきましては、対象エリアの面積や地形等の状況等によって異なるため一概に申し上げることはできませんが、国として法は、基礎調査に必要なガイドライン等については、法の施行日を待たず、案の段階でもできるだけ速やかに都道府県等に示し、早期の基礎調査の実施を支援してまいりたいと考えております。

○長峯誠君 早期の基礎調査の実施を支援してまいりたいということで、結局、基礎調査に何年掛かるかというのはいは全然お答えの中で出てこなかったんですね。

資料の二を御覧ください。

これは土砂災害警戒区域を指定したときの推移でございます。結局、スタートしてから十年以上掛かったわけですね。これも、途中で、やっぱり早くしなきゃいけないということで何度も自治体

に通達を出したりとか、あるいは財政的な支援をしたりとか、いろんなことをやってきたんですけども、やっぱりこれだけ掛かってしまう。今回の基礎調査とこの土砂災害警戒区域の指定というのは、まあ同じとは言いませんけれども、やはりこの自治体の技術職員の人数とか、そういう中でこういった調査を掛けていくというのは本当に大変なことであると思います。

財政支援はしていただけのことだったんですが、例えば土木系のコンサルとかにこの調査業務をばんと委託して一気に進めていく、こんなことが可能なかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。国としては、地方公共団体が行う調査を財政支援することによりコンサルタント等の専門家の活用を支援するとともに、各地方整備局等に新たに配置する職員の派遣等による個別的サポートなどにより地方公共団体を支援することとしております。

○長峯誠君 委託等もできるということなので、そういう形で各自自治体が頑張って基礎調査を早く進めて、そして指定区域につなげていただきたいと思えます。

危険盛土がある地域などは、できるだけ早めに、もうさつき千か所不適切があるということだったので、もうここは危険だというのは分かっているわけですね。特にやっぱり危ないところというのは、早めにこの新しい法律の規制を掛けたいところでございます。

この点、都道府県内の全地域の調査が終わって一括してこの規制区域を掛けなければいけないのか、それとも、こういうふうにも明らかに不適切な盛土があるところは優先して、そこだけでもこの規制区域をまず掛けて、逐次指定をしていくということも可能なのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(宇野善昌君) 盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、基礎調査の結果

を踏まえ、盛土等により人家等に被害が及ぼし得る区域は網羅的に規制区域に指定されることが重要であり、一括して指定されることが望ましいと考えております。

一方、地形等の条件から盛土等がなされた場合に特に危険性の高い区域においては、地域の実情に応じ、都道府県知事等の判断において先行して規制区域に指定することも考えられます。

○長峯誠君 先行もオーケーということですが、やはり公平性という観点も大事ですけれども、とにかく危険防止が一番大事なことですから、そういったことも自治体の方にできるんだよということをしつかり示していただきたいと思っております。

続いて、資料三を御覧ください。

規制区域は、人家等に被害を及ぼし得る区域というふうにされているのでございます。この人家等とは何が含まれるのでしょうか。これ、しつかりと定義を示していく必要があると思っております。自治体の判断に任せると言われれば、恐らく、私は、県の職員の人たちがこの人家等って何だろうねと頭を突き合わせている姿が目に見えかねるよう、恐らく国交省の方に問合せがたくさん来るんじゃないかなというふうに思っております。

例えばですよ、例えば、畜舎とかハウス、こういったものは人家から離れた場所にありますけれども、人の出入りがあります。また、林道とか作業道、こういったところは、まあ高速道路とかに比べれば交通量というのはそんなに多くないんですが、それでも車の往来というのはあります。また、簡易水道施設というのは多くは山の中にあります。重要なインフラであります。あるいは、キャンプサイトとか溪流釣りのポイントなんというのでも人家からは離れたところにありますけれども、やはり人が出入りするような場所でございます。

この区域指定をスムーズに行うためにも、この人家等というものをご定義するのにかというのを伺いたいと存じます。

○政府参考人(宇野善昌君) お答えします。人家等とは、人が居住し又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や事業所のほか、これらの近傍にある公共施設などを意味しております。

区域指定に関しては、具体的なガイドラインを示すこととしており、盛土等に伴う災害から人命を守るため、必要かつ十分なエリアについて規制区域が指定されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○長峯誠君 まあまあ今の答弁もちょっと抽象的なんです。だから、具体的に、畜舎はそうですね、ハウスはそうですねというものを例示するのか、まあ例示するとなるとまたいろいろと大変な部分も出てくると思うんですが、とにかく自治体が判断するときに、なるほどと分かりやすくなるようにガイドラインで可能な限り示していただくようにお願いしたいと存じます。

次に、駆け込み盛土につきまして大臣にお伺いいたします。

今回、法の施行は一年以内というふうになっておりまして、かなりスピーディーな取組をしていただいていると評価したいと存じます。しかし、先ほどからありますとおり、基礎調査や区域指定、これのぐらいい時間掛かるか自治体によっても分からないところがございますので、これにもたついていまして、現行法令の対象にならないものや基準の緩いところに駆け込みで土捨場を造成する可能性があります。このような行為をどのように防ぐか、大臣にお考えを伺います。

○国務大臣(齊藤鉄夫君) 本法案の施行前に進む盛土等に関する工事、いわゆる駆け込み盛土で現行の法律や条例等による規制を受けているものについては、それらを適切に運用することを通じて盛土等の安全性を確保することになるものと考えております。

また、本法案においては、区域指定前に行われた既存の盛土についても、災害防止のため必要なときは土地所有者や行為者等に是正命令をできることとしており、こうした対応も含め、盛土等に

伴う災害の発生防止に取り組んでまいりたいと思っております。

○長峯誠君 いや、そこが私、ちょっと心配な点の一つありまして、この法案の考え方の中では、区域指定前に行われた既存の盛土についても是正命令ができるということになっていないんですね。しかし、その盛土は、少なくとも設置された時点では合法だったものですよ。憲法三十九条の遡及処罰禁止の規定に抵触するおそれはないのかということをお心配しております。自治体にとつても、そういった点で訴訟を起されるリスクがあるということになると是正処分も消極的にならざるを得ないところがございます。ここは明確な御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。盛土の崩落等により他者に危害を及ぼさないよう土地を適切に管理することは、盛土がいつ行われたかにかかわらず、土地所有者等として当然に果たすべき責務であると考えております。その上で、本法案による是正措置の命令は、その盛土が災害発生のおそれを現に生じさせているという状況に着目して行うこととしているものであり、さらに、災害防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況等から見て相当であると認められる限度において行うという制約も掛けております。

こうしたことから、既存の盛土に対する是正措置の命令は不遡及の原則に抵触するものではなく、規制として合理的なものであると考えております。

○長峯誠君 はつきりと大丈夫だというふうにおっしゃっていただいたんで、多分法制局とも十分協議してこの結論になっているんだらうというふうにご信頼申し上げたいと思っております。

同じように、五年ごとの基礎調査で規制区域というのを新たに指定していくという仕組みもございます。また、都道府県が規則でこの国が決めた技術的基準よりも上乗せ、厳しくする部分は大丈夫だよというふうになっているんですね。こういうのも、この先ほど言いました遡及処罰の禁止には当てはまらないのか。要するに、今まで大丈夫だと思って合法に造っていたところに新たな規制がぼこつと掛かってきた、そのときに遡及処罰の禁止には当たらないかというのを確認させていただきたいと思っております。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。今御指摘のありましたケースにおきましても、その盛土は災害発生のおそれを現に生じさせているという状況に着目して行うこととしているものであり、不遡及の原則に抵触するものではないと考えております。

○長峯誠君 続いて、本法案では、勧告、命令、行政代執行と、しつかりとした手続が定められております。しかし、実は、現行法でも実際に勧告、命令、代執行まで至ったケースはもう数えるほどしかないんですね。行政指導でだらだらと時間が消費されてしまっているという状況が放置されているというのが今までの姿でございます。

そこで、何回勧告をしたら命令に移る、命令から何か月したら代執行に移る、おおよそのこの発動基準みたいなものも示すお考えはないのか、お伺いいたします。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

災害発生のおそれが大きい盛土等に対しては、都道府県知事等がちゅうちよなく適切に是正命令や代執行を行えるよう、当該盛土の安全性等に関する現認方法やその後の代執行等の対応のために必要な手続等に関して、参考となるガイドラインを整備することとしております。この際、そのガイドラインにおきましては、できるだけ具体的に発令が判断できるような基準を整備したいというふうにご検討しております。

このほか、地方整備局等からの職員派遣による個別サポートなどを通じ、行政代執行についてちゅうちよなく適切に行われるよう、きめ細かく

支援してまいります。

○長峯誠君 熱海の例でもありますように、複数の関係者がふくそうする場合は、原因行為者をどのように特定すればよいのでしょうか。土地所有者、管理者、占有者、工事主、工事施行者など、責任を押し付け合っている状況では自治体もなかなか手が出しにくいと考えられます。

また、ペーパーカンパニーや計画倒産による求償逃れをどのように回避すればよいのでしょうか。

以上、二点についてお伺いをいたします。
○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

土地所有者等の中から誰に災害防止措置を命ずるかについては、地方公共団体が立入検査権限を行使するなどして事実関係を調査し、関係する者に弁明の機会を与えて事実認定した上で、その責任の度合い等を勘案し判断することとなると考えております。

また、計画倒産による求償逃れにつきましてお答え申し上げます。

行政代執行の費用の求償につきましては、行政代執行法第六条を準用することとしております。同条におきましては、国税滞納処分の例により行政代執行に要した費用を徴取することができることとされており、具体的には、差押え、質問、検査、捜査など強力な権限を行使することができることとなります。

これらの権限を適切に行使することで、求償逃れをしようとする法人の財産の差押えや保全処分といった対策を速やかに講じていくことが考えられます。

○長峯誠君 ありがとうございます。

この代執行した場合ですね、代執行の後に自治体が求償をすることになるんですけども、求償の取りっぱぐれを恐れて代執行を費用面でちゅうちよしないように国が財政支援をするというふうにあります。

では、求償がうまくいってその原因行為者が求

償に応じたお金を、代執行分のお金払いましたというときに、この国庫分というのは返納しなきゃいけないんですかね。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

地方自治体が行政代執行により災害防止措置等を講じた場合、その費用を土地所有者や原因行為者等に求償することとなりますが、地方公共団体が代執行の実施に当たり国費の支援を受けた場合には、徴収額のうち国費相当分について国庫に返納していただくこととなります。

○長峯誠君 多分、地財措置は返納しなくていいんですよね。まあ、計算がちよつとできないでしょうからね。はい、分かりました。

それでは、続きまして資料の四を御覧ください。

建設発生土のうち、この資料四の中の⑤というところがあるんですけども、これが内陸受入れ地の部分でございます。二割程度が土捨場に行くというところでございます。この体積は五千八百七十三立米、東京ドーム五十杯分でございます。これが適切に処理されるためには、発注者が積算にこの処分代を適切に計上していなければなりません。

この点、公共事業における適切な費用負担をどのように確保するのか、お伺いいたします。

○政府参考人(和田信貴君) お答えいたします。

公共工事の建設現場から発生する建設発生土につきまして、公共工事の発注者として処理に必要な費用を適切に負担することが重要でございます。

国土交通省の直轄工事におきましては、建設発生土の指定利用等を行い、それに応じた運搬費、処理費を積算し、予定価格に計上しております。地方公共団体の発注する工事につきましても同様の取組を実施するよう要請しているところでございます。

○長峯誠君 ありがとうございます。
資料の五を御覧ください。

発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用については、国で九九%、都道府県で八八%、市町村、政令市を除く市町村で六九%となっております。この、まあ裏から言いますと、市町村の公共事業は、三割が発注時点では建設発生土の行き場が、行き先が決まっていないうことになるわけでありまして。

公共事業での指定利用を徹底していくためにどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○政府参考人(和田信貴君) 委員御指摘のとおり、市町村の指定利用等の実施割合は約六九%でありまして、その割合は市町村ごとにはばらつきがございます。例えば、指定利用等の実施割合が低い地方公共団体では、建設発生土の具体的受入れ地に搬出する際の運搬費、処理費を適切に計上できていない場合があるのではないかと考えてございます。

今後は、公共団体の発注する公共工事につきましても指定利用等をまず徹底し、発生土の運搬費、処理費が予定価格に適切に計上されるよう取り組んでまいります。

○長峯誠君 せめて、公共事業ですからね、発注時点ですっかりと発生土は全部適正に処理されるというところまで、一〇〇%まで持っていく必要があるのかなというふうに思っております。

その同じく資料五の中段ですね、建設発生土を有効活用するため、資源有効利用促進法の強化を進めることとなっております。盛土規制法案と相まって、効果を上げることが期待されるところでございます。

しかし、この資源有効利用促進法の違反は、罰金五十万円以下となつてはいるんですね。今回の宅造法の改正で罰金を大幅に上げたのと比べると、ちよつと抑止効果に欠けるんじゃないかなという気がいたします。この点、どのように考えればいいのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(長橋和久君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のように、今回の盛土規制法に

よつて、危険な盛土行為などについては厳格な罰則の適用がなされるものと認識しております。

それと併せて、今先生からも御指摘ありました資源有効利用促進法においては、建設発生土の搬出先の明確化等の取組を強化し、例えば元請業者が搬出先が適正であることの事前事後の確認などを義務付けることを行うこととしております。

また、それに対する仮に違反があった場合、例えば受領書等を添付していないとか、書類の確認の不備等の、まあこれは手続違反ということになりますので、危険な盛土行為や不法投棄などと同様の厳罰を科すことにはならないと考えておりますけれども、実効性をこれは担保する必要がありますことから、立入検査や現場パトロールの強化などに努めてまいりたいと考えてございます。

○長峯誠君 国交省は、建設副産物実態調査というのをやってます。で、この調査票の中には、建設排出土の搬出先を記入することになっておりまして、搬出先の住所まできちんと記入するという調査になってはいるんですね。

これ、五年ごとの調査なんですけど、これを毎年実施すれば不適切搬出というのはしつかり把握できるんじゃないかなというふうに思うんですが、御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(和田信貴君) 建設副産物実態調査は、建設業者が作成しました、先ほど政府参考人が答弁いたしました再生資源利用促進計画書の搬出先などの情報について建設業者に調査をお願いして集計しているものでございます。

この再生資源利用促進計画につきましては、先ほど申し上げましたように、今般、搬出先の明確化を図るため、計画書の確認を発注者に求めるなどの強化を図つていきたいと思っております。

不適切な搬出がなされないよう取組を進めてまいります。

○長峯誠君 続いて、資料六を御覧ください。

これは、建設発生土の有効活用のために搬出工事と搬入工事をシステム上でマッチングするものであります。平成二十七年からは民間工事もこの

システムを利用できるようになったということですが、これ、どのくらい利用されているのでしょうか。登録数じゃなくて、実際にマッチングできた件数と土砂量を教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(和田信貴君) 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムの実績につきまして、二〇二一年度におきまして、成約したものが十件、土量にいたしまして約七・四万立方メートルのマッチングが実現してございます。

○長峯誠君 十件はちよつと寂しいですね。でも、あれなんですよね、私も分かるんですけど、地域でその土砂の融通の協議会みたいなのがつくっているんですね。そこで大概のものは処理されているんで、多分そういう利用状況になっているんだらうなと思うんですけども、うまく両方活用していったらいいと思います。

盛土規制法と関連する法体系の中では、建設発生土を、仮置場とか中間処理場とか一時処理置場とか、いろんな名前前で呼ばれているんですけど、こういう一時的に置く場所に持つていく行為は適正とみなされているんですね。しかし、仮置きという名目でそのまま放置されていたり、あるいは仮置場の先が不適切な場所に搬出されたりとか、そういうおそれというのは十分あると思います。

このように、仮置場が盛土規制法の抜け穴にならないのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(長橋和久君) 御指摘の仮置場や中間処理場は、発生土の再利用のための搬出元と利用先の時間差を調整するといった役割を担っておりますが、最終的に利用先がもう決まっている場合に一時預かり的に置く場合は、元請業者によって最終的な搬出先の確認まで行うことが可能と考えてございますが、また、最終的な利用先がまだ未定のままに中間処理場等に搬出されることもあり、そうした場合であっても、先ほど委員御指摘のように、抜け穴にならないように最終処分先や再利用が適切になされることが重要と認識してございます。

このため、中間処理場等いろんな、事業主体とかいろんなケースによって様々でございますけれども、管理運営の実態把握に努めまして、その実態を踏まえた上で、中間処理場に搬出した場合であってもその後適正な処理が担保されるように、今後必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○長峯誠君 ちよつと今の御答弁では具体的な対策が示されなかったんですが、実際これは現状でもやられている潜脱行為でございますので、きちつとした対応をしていただきますように、法施行までしっかりとお願いしたいと存じます。

これは昨年五月に公表された避難情報に関するガイドラインでございます。気象庁の情報と市町村の対応がレベル1からレベル5までしっかりと分けて規定をされているところでございます。残念ながら、熱海の土石流災害時には土砂災害警戒情報が出されていまして、ですから、本当ですとレベル4、避難指示ということになるわけですが、避難指示は出ていませんでした。

気象庁の情報とこの避難情報、自治体が出す避難情報が食い違うということは、これに限らずも本当に散見されます。このような事態を政府としてはどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(内田欽也君) お答えいたします。災害時にはちよつとよく避難情報を発令し、住民に命を守る行動を取っていただくことが重要であると考えております。

一方、昨年の七月からの一連の豪雨では、避難指示が発令されない中、土砂災害が発生いたしました。これを受けて、内閣府において有識者会議を開催いたしました。住民が自らの命は自らが守るという意識を持てるよう粘り強く防災教育を続けることや、適切に避難情報を発令できるように市町村の人材育成を図ることなどの提言をいただき、内閣府として本年二月に自治体に対して周知を行ったところでございます。

引き続き、避難対策の強化に向けて必要な取組を推進してまいります。

○長峯誠君 これ、避難指示出さないという心理、分かることは分かるんですけどね。やっぱり空振りが続きますと住民の反発を買いまして、また、オオカミ少年のように避難行動を起こさなくなるというおそれもあるわけでありまして。しかし、危機管理は常に最悪の事態を想定して行動しなければいけない、これはもう鉄則なんです。したがって、避難指示というのは空振りではなく素振りなんだというふうに思っていた方がいいんです。ふだんの練習が本番で生きてくる、避難行動を練習しておけば本番の災害を回避できる。

これをやはり住民の皆さんにしっかりと理解していただく、いや、住民の前に、やはり行政側ですよね、出す側にしっかりと理解していただく必要があると思えますが、首長や職員の災害リテラシーの向上にどのように取り組んでいかれるのか、お伺いたします。

○政府参考人(内田欽也君) お答えいたします。

内閣府では、消防庁と共催で、全国の市町村長を対象に、有識者や被災自治体の長による講演等のセミナーを行っております。また、自治体職員を対象に、内閣府が主催して年二回の研修を実施するほか、都道府県と共催して地域研修を実施し、災害対応に必要な知識等の習得を図っております。さらに、自治体職員が災害現場で従事する業務手順等をオンラインで常に学習できる教材も整備しております。

こうした取組により、避難情報の発令や伝達が適切に行われるなど、地域の災害対応力の向上を図ってまいります。

○長峯誠君 以上で終わります。ありがとうございます。

○長浜博行君 昨年の七月三日の午前、土石流災害が静岡県熱海市伊豆山地区で発生をして、二十一人が亡くなられて、一人がまだ行方不明という状態でございます。お亡くなりになった方々に心からお悔やみを申し上げます。

一昨日の当委員会の質疑においてもお悔やみを申し上げます。あれは知床の観光船のことでもありまして。今日もまたこういってお悔やみからスタートをしなければいけないということを遺憾に思いますし、ざんきに堪えない部分があります。

それはなぜかという、前回も申し上げましたけれども、国土交通省所管の分野と言ったらいいのでしょうか、そこで業として生活、なりわいとしておられる職業の方々がいまして。そして、それは許認可行政、許認可あるいは届出という方法を取るのかもしれないが、そこで認められて業を成すわけでありまして、今日の大蔵大臣の提案理由説明の中にもありましたように、国民の生命、身体を守る観点ということから、許認可を出されている官庁においては、大蔵行政監視を続けるということが大事な役割ではないかなというふうに思っております。

そういう意味において、全く分野が違うところでありまして、今日は第一日目の質疑でありますので、この法案提出に至る過程の問題も含めてお尋ねをさせていただければというふうに思っております。

何ゆえこのような災害が発生をしたというふうにお尋ねいたしますか。

○国務大臣(齊藤鉄夫君) 今回の、先ほど趣旨説明でも申し上げたところでございますが、このよきな人命、多くの人命が犠牲になる災害がございました。この、なぜこういう災害が起きたかというところを真摯に考え、また、いろいろ有識者の御意見も伺いながら、今回、包括的に、一律にこの盛土を規制する法律案を作つて、二度とこういう災害を起こさないと、こういう体系を目指したものでございます。

○長浜博行君 趣旨説明、先ほどの大臣のお言葉の中で、この原因は、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったというふうな先ほど述べられました。この上流部の盛土の認識について伺います。

た不適切な盛土というふうには私は思っておりますが、この大臣が趣旨説明で述べられた上流部の盛土というのはどういう盛土なんですか。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

私も把握している範囲でございますが、特定の不動産業者が森林法の届出を行い、また条例上の届出を行い、それを超える範囲で不適切に盛土をしていったものだというふうには認識しております。

○長浜博行君 この災害は人災ですか、天災ですか。

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 熱海市の土石流災害の発生原因については、その究明のため、静岡県において昨年九月、専門家による検証委員会が設置され、三月末に中間報告が出されたものと承知しております。

この報告書では、一つに、地質・水文調査の結果から、逢初川流域は地下水が流入しやすい環境であり、盛土が実施されたことで地下水が盛土内に流入しやすい状態であったと考えられること、二つ目に、災害発生時の三日間降雨は盛土造成後で最大の雨量であったことから、崩落した盛土に非常に大量の地下水が供給されたと考えられること、そして、盛土の施工業者への聞き取りの結果、排水施設が埋塞していたり壊れていた可能性があることなどが報告されています。

一方、盛土が崩壊した原因については、中間報告時点では崩壊の再現解析が完了していないことから究明に至っておらず、引き続き静岡県において検討が行われるものと認識しております。国土交通省としても、引き続き静岡県の検討状況を注視してまいりたいと思っております。

○長浜博行君 極めて端的にお答えいただきたいのですが、答えがいただけなかったたので、違う角度から。

熱海市において、本日も百条委員会が開かれています。地方自治法の百条に基づく委員会でございます。正当な理由なく出頭拒否をした場合に

は、あるいは虚偽の陳述をした場合は禁錮刑か罰金刑になるといふあれでございます。昨日も開かれました。昨日は十二回目だといふふうに向っております。三月の上旬からスタートをしていると思っております。

理事の皆様方は、熱海市、静岡県にお願いをし視察をしました。そして、視察をした後の懇談会においても、私はこの百条委員会について発言をさせていただきました。昨日は、県や市の職員、OB、参考人として質疑が行われ、運搬業者が証人として喚問をされております。今日は、現在と前の土地所有者が証人として喚問をされている、こういった状況でございます。

つまり、これは少なくとも現場の熱海市の中においては、どうしてこういう状態になったのかという、先ほどの私の言い方からすると、人為的になされた盛土、しかも不適切な盛土という視点に立つて究明が行われているんだというふうに向っております。静岡県側の認識と熱海市側の認識が大分百条委員会の中では違っているということ、参考人ではなく証人喚問に切り替えたようでもあります。

私が聞いているところによりますと、静岡県の副知事は、御省といえますか、国土交通省で技術総括審議官もされた方ではないかというふうに向っております。熱海市の市長も、少なくとも文学とか経済学の御専攻ではなくて、土木工学の専門家というふうに向っております。そういった両名、市と県に土木工学の専門家が責任者として存在している中において熱海市と県との問題が行われているわけでありまして、国交省本省あるいは中部地方整備局から証人としての出頭要請、これを受けている例はあるんでしょうか。

○政府参考人(宇野善昌君) 大変申し訳ございませんが、出頭要請を受けているという情報については、私承知してはございません。

○長浜博行君 今申し上げたことをベースとしてもう一度お聞きします。

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 本件につきましては、訴訟が提起されている状況でもございます。原因究明に至っていない段階で発言することは差し控えていただきたいと思います。

○長浜博行君 今回の法案の提出に至る過程において、先ほどの審議でも、あるいは昨日日本会議で質疑が行われましたので各党各派の様々な御意見を拝聴させていただきましたが、対応できる法律がないのでこういうことをやらざるを得なかったと、しかし、その前に各地で盛土条例が制定をされていたという経緯もあるようでございます。

通告はしておりませんが、渡辺副大臣、大変御苦勞さまでございます。連日お疲れさまでございます。八月、去年の八月四日に、全国知事会から、この問題、つまり、盛土、現行の法律の中では対応ができないんじゃないかということ、要望を受けられたのを覚えておられますか。持っておりますのは多分神奈川県知事だといふふうに向っておりますが、そのときの御印象とかあれば教えてください。

○副大臣(渡辺猛之君) 今、長浜委員から御指摘をいただきました。昨年全国知事会から御要望いただいたこと、覚えております。全国の知事さんがこの熱海市の災害を受けて、これも人ごとじゃなくて、これ全国どこでも起こり得る危険性がある、その危機感からまとまって御要望いただいたものだと認識をしております。

○長浜博行君 その後、年末にかけて様々検討が行われて、特に国土交通省の中においては盛土による災害の防止に関する検討会がござりますが、十二月の二十四日だったと思っておりますが、なされたというふうに向っております。そして、それを受けて三日後に、盛土による災害の防止のための取組についてということで、盛土による災害防止のための関係府省連絡会議が開かれたといふふうに向っておりますが、この検討会はどういうものであるのか、あったのか、もうなくなったのか、この関係府省連絡会議なるものはどのぐらい

のレベルの方が参加をしていたのか、教えていただければと思います。

○政府参考人(宇野善昌君) 本会議につきましては、内閣官房を中心といたしまして、国土交通省、農林水産省、環境省、それから警察庁、そういった関係府庁七府省庁が集まりまして、この盛土の、危険な盛土の防止対策について議論を進めてきたものでございます。これは、別途内閣府防災の方で有識者会議を立ち上げて、それと連動する形で行政的な検討を進めてきたものでございます。

また、有識者会議からも言われておりますが、この会議につきましては関係府庁の連携を強く図るといふ機能がございますので、この法案が提出したからといって終わりにするものではなく、引き続き継続して会議として残して、関係府庁間の連携の強化に図っていきたいというふうに向っております。

○長浜博行君 この関係府省連絡会議で、先ほど長峯さんの御質問の中にもありましたけれども、年度末までに、つまり三月末でしょうかね、に都道府県等による点検が完了されるということが決まらされていたと思っておりますが、その結果については、先ほどの答えだと、まだ把握をしていないと、しかし危険な盛土に関してはそれぞれの県に対応をするようにという指示を出しているという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(和田信貴君) 盛土の総点検につきましては、本年三月十六日の時点におきまして、全国で三万六千か所の盛土が抽出されまして、それらのほぼ全ての盛土について目視等による点検を完了してございます。このうち、必要な災害防止措置が確認できていない、許可、届出等の手続が取られていないなど、点検項目のいずれかに該当する盛土が約千百か所ございました。

このような盛土につきましては、都道府県等におきまして、必要に応じて、まず応急対策とか、あるいは詳細調査等により崩落の危険性を確認しつつ、行政代執行あるいは盛土の撤去などの災

害防止策を講じてまいることになってございます。

○長浜博行君 この関係府省連絡会議の中において指摘された一つの点としては、現行法制の中でやれることがあるのではないかとということではなかったかというふうに私は思います。

つまり、この盛土の関連業者、建設業者であり、貨物自動車運送事業者であり、あるいは時には廃棄物処理業者、こういった違法行為に対して、それぞれの官庁における各事業法による行政処分の実施、そこに書かれていた文言から言えば、災害危険性の高い盛土の原因者に対してちゅうちょなく厳正に所管する関係府省による法令等による行政処分を行うことだと思えますが、これはもう行われたんでしょうか。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

盛土の総点検の結果、災害防止措置が確認できなかった盛土等については、現在、各地方公共団体において、安全性を確認するための詳細調査や行為者等に対する是正命令等に向けた手続を進めているところと承知しております。

災害危険性の高いと判断された盛土について、地方公共団体がちゅうちょなく厳正に是正命令等が行えるよう、国としても、不法な盛土への対応方法等をまとめたガイドラインの作成、地方整備局等からの職員派遣による個別サポートなどを通じ、支援してまいりたいと考えております。

○長浜博行君 質問は、もう既に行われたのでしようかという質問でございます。

○政府参考人(宇野善昌君) 現在、各地方公共団体に委ねられて、行為者等に対する是正命令等が行われているというふうに承知しております。全体的について行われているというわけではございませんが、それぞれの地方公共団体において、各場所、各盛土に対して必要に応じて行為者等に対する是正命令等が行われているというふうに考えております。

○長浜博行君 確認はしないんですか、あるいは

していないわけですか、思われるということですか。

○政府参考人(宇野善昌君) 現時点で地方公共団体のいろいろな検討をされて動いているところでございますので、現時点では確認しておりませんが、この後、フォローアップはしていかなければいけないというふうに考えております。

○長浜博行君 関係連絡会議、各省庁が集まった会議で決められたわけですから、その本法が成立して施行をされる、これ一年以内でしたら、その前にやることとして、現行法制の中において対処をするようにして皆さんが決められたわけですから、それを徹底的に実施するということを行政監視をされた方がよろしいのではないかなというふうに思っております。

主務大臣が国交大臣と農水大臣ということになっておりますが、こういった間での役割分担とはどういうふうになっているんでしょうか。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

危険な盛土等については、宅地や農地、森林等の土地の用途にかかわらず発生し得るものであり、これらを包括的に規制するため、本法案は、国土交通省と農林水産省、あつ、国土交通大臣と農林水産大臣が主務大臣となり、両省が一体的に対応することとしております。

本法案の運用に当たりますと、両省がそれぞれの所掌事務において蓄積した宅地や森林、農地に関する知見を合わせ、相互に緊密に情報を共有するなど連携を図りつつ、それぞれが主體的かつ積極的に課題に対処することで縦割りを打破し、盛土等に伴う災害の防止に効果的に取り組んでいくことができるものと考えております。

○長浜博行君 縦割りを打破しという御発言がありましたので、まさにそこが様々なものの肝だというふうにも思っておりますので、この縦割り打破という分野においても行政監視を徹底していただければというふうにも思っております。

先ほどの検討会の提言で、具体的な対応策とい

うのが幾つか示されました。その中で法の施行体制と能力の強化について伺います。

元請業者によるところの建設発生土の搬出先の明確化等ということで、再生資源利用促進計画の徹底を行いなさいというふうな提言がなされたと思えますが、この提言がなされているということですが、この提言がなされていないというふうにはこの機能がいないというふうには理解せざるを得ないんですが、なぜこの指摘を受けなきゃならない、つまり機能してこなかったのか、この本法を施行することによってどのようになるのか、分ければ御説明をください。

○政府参考人(長橋和久君) 資源有効利用促進法で、今御指摘あった再生資源利用促進計画の点でございますが、これまでは建設発生土の有効利用の観点、促進に力を、力点を置いた取組を進めてきたということでございます。この結果、建設発生土を今有効利用する率は、平成三十年の調査では約八〇%というところまで改善が進んできたというところでございます。

ただ、今後、この今回、新たな法制度と併せて、そうした有効利用の促進に加えて、さらに搬出先の明確化という取組を強化すべきだと、御提言でもそういうことをいただいておりますので、私もとしましては、元請業者に搬出先の適正確認、これは単に書いて書くというだけではなくて、事前には例えば許可の有無とか、事後的には受領書等の添付とか、そういったことを義務付けた上で、立入検査の対象事業者を拡大するなり、あるいは建設現場のパトロールの強化といったことで実効性の確保を今後努めてまいりたいと考えております。

○長浜博行君 法案の中で一つ伺いたんですが、宅地造成等工事規制区域というのがございますね。これは、工事の許可申請の前に住民説明会が義務とされているところですが、この住民説明会を義務化するその趣旨は何ですか。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。本法案においては、盛土等に関する工事に伴う

周辺住民等とのトラブルが発生することを防止し、工事の円滑な施行を確保する観点から、工事主は、許可の申請に先立って、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないこととしております。

○長浜博行君 私は、それは違うと思えますよ。周辺住民とのトラブルを防止するためにということではなくて、さっき大臣が読んだ、国民の生命、身体を守る観点から情報を公開していくというところじゃないんですか。トラブルは、それを正確にやらないからトラブルが起きるだけでありまして。

昨日、消費者特別委員会がありました。これも大野さんと不思議なことに一緒に出ている委員会がありますけれども、消費者契約法というのもあります。それは、圧倒的に事業者が持っている情報量と、そこにおいて商売を成すところの、買う消費者の方の情報量の差があるので消費者を保護しなければいけない、様々な契約に基づいて、こういうことで消費者特別委員会なんかもできていくわけでありまして、この宅地造成行われる中においても、その危険度等を含めて住民に情報公開をするということが大事なのではないかなというふうにも思っておりますが、その説明会での賛否、様々あると思いますが、それとその後との関係というのはどういふ関係があるんでしょうか。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。本法案における盛土等に関する工事の許可は、造成された盛土等が崩壊しないよう、政令で定める技術的基準に従い、擁壁や排水施設等の設置等の安全対策が講じられるかどうかを審査するものです。この技術的基準は、科学的知見に基づき客観的に定められるものであり、都道府県知事等による許可の可否の判断は第三者の意見に左右されるものではないため、住民の同意などは許可要件とはしてございません。

○長浜博行君 それもまあそういう説明しかできないのかもしれませんが、住民の意見がどうであれやるんだということではなくて、この法案が熱海の被害から出てきた、それを契機としてこういつた法案、あるいは、全国知事会からの要請を契機としてこういつた法案になった経緯からすれば、大変デリケートな住民感情の中において、その意思に関係なく、賛否に関係なく行われるという説明では、先ほどあなたがおっしゃられたトラブルが発生すると思えますよ。住民の意見をよく聴いていくということが大事ではないかなというふうに思います。

時間が来ておりますので、特定盛土等規制区域については伺いませんが、レクのとくに教えていただいた、三段階に分かれると、許可と届出と届出がない地域、こういつた中におけるその周辺住民対応についても心を配っていただければと思っております。

質問を終わります。
○野田国義君 まず、私からも、この法案のきっかけとなりました熱海の土石流で亡くなられた方々、そしてまた、先日から知床観光船の事故で犠牲になられた方、お亡くなりになられた方、心から御冥福をお祈りしたいと思えますし、また、二度とそういうことが起こらないように、しっかりと国会でも取り組んでいかなければならないと思っております。

それで、最初に私、知床観光船のいわゆる通信施設の状態についてということでお聞きしたいと思います。

それで、実を言いますと、連休に入りました。そうしましたら、私のところに友人から電話がありました。それは、この知床観光船犠牲者、八女市出身と言っているぞというふうなことでございました。それで、ちょっと私、テレビを見損なつたものですから、翌日、各社新聞の方に載っております。八女市の五十代の、五十一歳だそうでございますけれども、そして久留米市の三十代の方が犠牲になられたということでございまして、

本当に驚いたところでございます。

それぞれの夢や希望を持った人生があつたかと思えますけれども、こういうことになってしまつたということでございますので、これ、先日からこの国交委員会で、いろいろ原因があつたんじゃないかと、不備があつたんじゃないかというような話があつているところでございますけれども。

〔委員長退席、理事長浜博行君着席〕

非常に無線の問題が最近取り上げられていて、連絡どうしていたのかと。基本的には、船長と運航管理者との連絡手段としては、衛星電話、携帯電話、業務用無線の三種類を用いると定められていてということ、御承知のとおりでございますけれども、結果的には、これ、昨年の五月、六月ですか、二度の事故を起こしたときの特別監査のときは、いわゆるアマチュア無線を利用されていることから、混線のおそれがあるというふうなことで行政指導をしたと、衛星電話を使うよう行政指導をされた経緯があるということでござい

ます。
四月二十日の船舶検査で連絡手段を衛星電話から携帯電話に変更したことが分かつた。しかし、御承知のとおり、この携帯電話は届かないわけでございますよね。そして、事務所の無線アンテナが破損をし、事故当時は発信ができない状況であつた。結果的に、ここに、一八番ですか、が掛かつてきたのは乗船名簿に記載された男性の携帯電話番号から発信されていたと、こういうふうなことが明らかになつてきたようでござい

ます。
ですから、こういうことがやっぱり積み重なつて今回の大きな事故につながつたと思えますので、ここをちょっと確認をしたいと思えますし、どう行政指導なんかもされてきたのかということ、通信設備はどうであつたかということでお聞きしたいと思います。

○政府参考人(高橋一郎君) お答えを申し上げます。

事故を起こしましたKAZUIの通信設備についてお尋ねがございました。

委員御指摘のように、仮にこのアマチュア無線を使つておつたとすれば、電波法で認められていないこととございます。委員御指摘ございました四月の二十日の中間検査におきまして、事業者より検査を担当しております日本小型船舶検査機構に対して陸上との間で常時通信可能との申告を受けたこと等から、日本小型船舶検査機構の検査方法に従い、無線設備を携帯電話に変更することを認めたことと承知してございます。

国土交通省は、同機構が内規で定める特例的な検査方法について提出されることとなつてはおりませんが、この事態に鑑みまして、常時通信可能との船舶安全法の原則をしっかりと確保するために、五月十日より開始をいたしました小型旅客船の緊急安全対策の一環といたしまして、各事業者の携帯電話の通信エリアを確認し、カバーされていない場合には常時通信可能な設備へ五月二十五日までに変更完了するという措置を現在急ぎ取らせていただいております。

○野田国義君 特別監査をされて行政指導までされた、にもかかわらず改善できていなかったというところでありまして、こういうところはまたしっかりと反省しながら取り組んでいただきたい、このことを要望したいと思えます。

それでは、盛土の問題について質問させていただきます。

実を言いますと、今日ちようど地元紙、西日本新聞でございしますが、見ましたところ、この盛土の、後でちようど大臣辺りも見ていただきたいと思えますが、盛土の記事が載つておりまして、福岡県の春日市でございまして、春日市で、私もゴルフ場行ったことあるもので、ゴルフ場の隣なんです。結構近いんですよ、住宅とも。そこに本当にこう高く積み上がった土地とか、盛土があるということなんです。何でかかと、本当に行くたびに思つておりました。

それで、これが、国交省がいわゆる総点検をし

なさいということも言われたにもかかわらず、結局一部しかやつていないみたいなんです。それで今日、合同の調査が行われていると、県と春日市と、福岡県と春日市の、いうようなことのようにございます。これも、ずうっと地域住民から上がつてきたそうです。危ないよね。そして、ようやく行政が動いた。

一つのこの原因として、なぜしなかつたのかと。よくあることです。先ほども出ておりましたけれども、縦割りの部分。また、結局、県じゃないかと、これは、市じゃないかということをお互いの行政が言つていたらと。よくある話ですけれども、それでこんなに長引いてしまつたということでございますので、本当にこれ、もう全国にこういつた問題があるんだなということを改めて、今日、合同調査だそうでございますから、本当にそういうこともないようにならなければならぬと思つております。

そして、私もいろいろ、今もお話あつておりましたけれども、本当にこの盛土、いわゆる残土の問題ですよね、非常に行政にとつても大きな問題、まあ産廃も大きな問題なんですけれども、いわゆる迷惑施設、そして危険性があるということとございますので、それを幾度となく経験もしたところでございますけれども。

そこで、先ほどもちようど質問あつておりましたけれども、地方公共団体における指定利用等の取組状況の分析をちようとお聞きしたいと思います。

地方公共団体における指定利用等の取組状況は、先ほど言われましたように、都道府県で七八%、政令市で七七%、政令市を省く市町村で六九%となつております。市区町村の取組が特に進んでいない背景についてはどのように分析をしているのか、ここ非常に重要なところだと思えますので、国交省としてどう分析しているかということをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(和田信貴君) 委員おっしゃりましたとおり、政令市を除く市町村の取組というのは

約六九%となっております。この現状は、市町村における専門の技術者が不足しており、指定利用等を行う場合の設計図書などの作成に習熟していないこと、あるいは、それに伴いまして、併せまして、市町村において建設発生土の工事間の利用先や搬出先に関する情報や知見が不足していることなどによるものと考えてございます。

○野田国義君 しつかり、この市区町村が非常に進んでいないということでございますので、この辺りどう改善したらいいかということをお考えながらよろしくお願いをしたいと思います。

それから、残土対策でございますが、昨年十二月公表、総務省の行政評価局、建設残土対策に係る調査結果を踏まえた国交省の取組についてお聞きしたいと思います。

昨年十二月に公表された総務省の行政評価局による建設残土対策に係る調査の結果によれば、一部の都道府県、市町村では、建設発生土が少量の場合の緊急の場合など、搬出先を指定しない場合があるとし、その際には運搬費、処分費を定額で積算したり、処分費は計上せず、固定距離の運搬費、整地費を積算したりするなど、建設請負業者の負担となっている可能性が指摘をされております。

国土交通省は、今後、全ての公共の発注の事業者に指定利用等の原則実施を要請し、処分費の積算への計上も徹底するとしておりますが、建設発生土が少量の場合や緊急の場合も含め、可能な限り指定利用等の実施を要請していくのか。

その上で、搬出先が定められていない場合、実際の運搬距離等が分からないため、運搬費等の積算が困難と感じられます。それで、指定利用等をしていない場合の運搬費等の積算方法について、例えば実際に要した費用を事後に請求してもらい支払うなど、工夫が必要じゃないかと思いますが、国において私は明確にその辺りも示す必要があると思っております。いかがでしょうか。

○政府参考人(和田信貴君) 内閣府におけます有識者検討会の提言にもありますように、公共団体

は指定利用等の原則実施を目指すことが重要と考えてございます。建設発生土が少量の場合も含め、指定利用等が進められるよう促していきたいと考えております。

また、緊急の場合における指定利用等につきましては、災害などの置かれた状況は様々であるため、状況に応じて可能な限り指定利用等が進められるよう促していきたいと考えてございます。

緊急の場合などで指定利用等ができず運搬費等の積算が困難な場合、国発注工事におきましては、事後的に契約を変更し、実際に要した費用を支払う取組なども行っております。こうした取組の事例につきまして、地方公共団体にも徹底してまいりたいと考えております。

○野田国義君 しつかりとやっていただきたいと思っております。

それから、再生資源利用促進計画書の作成対象工事の拡大の適切な規模についてお聞きしたいと思います。

資源有効利用促進法によりまして、元請業者に対し搬出先等を記載した再生資源利用促進計画書の作成、保存が義務付けられているところでありますが、政府は今般、計画書の作成対象工事を拡大し、現行の土砂の千立米から引下げを行うこととされますが、具体的にどの程度の規模にされるのか。本法の法律案による規制や土砂の条例との関連に留意した上で適切な規模に引き下げるべきではないかと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(齊藤鉄夫君) 建設発生土の不適正処理の防止のためには、本法案による規制と併せて搬出先の適正を確保することが重要であり、現行の資源有効利用促進法に基づく再生資源利用促進計画制度を強化していくこととしております。

具体的には、元請業者に搬出先が適正であることの事前確認等を義務付けるとともに、計画の作成対象工事を、今委員御指摘のように、より規模の小さい工事まで広げることと考えております。計画の作成対象工事の拡大に際しては、御指摘のとおり、本法案による規制対象や土砂条例との関

連に留意するとともに、実効性が確保されるよう適切な規模に引き下げる必要があると考えております。

具体的な規模は今後検討を行っていくこととなりますけれども、今考えておりますのは、地下階を有する比較的小規模な建築物、五十坪程度も対象としようとする場合、おおむね五百立方メートル以上の土砂搬出を対象とする必要があること。

また、県の土砂条例において五百立方メートル以上の土砂搬出まで届出対象としている例、これ埼玉県、神奈川県、広島県ですけれども、があること等も踏まえて検討を行っていきたくと思っております。

○野田国義君 どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、森林関係についてお伺いします。

森林への残土処分場の行政による効果的な監視体制の強化の必要性についてでございますが、森林の残土処分場は人目に非常に付きにくいということで、所有者や地域住民による日常的な監視が困難な場合も多く、安全性を考慮しない残土処分等の事例が見られます。ここが本場に私、非常に重要なところだと思っております。それによって行政による効果的な監視体制の強化が必要と考えられますが、具体的にどのような対応を今後されるのか、お聞きしたいと思います。

○大臣政務官(宮崎雅夫君) お答えをいたします。

本法案におきましては、地域で行われている盛土が許可を取ったものかどうか地元住民の皆さん方が適切に把握できるように、工事現場における標識の掲示でございますとか、許可を受けた土地の公表について規定をしております。住民の皆さんが通報しやすい仕組みを整えさせていただいてるところでございます。

また、森林内におきまして残土処分場を含めた盛土の監視を適切に行うためには、都道府県、市町村、警察等の関係機関によるパトロールでございますとか情報の共有が重要だというふう

に考えておるところでございます。

(理事長浜博行君退席、委員長着席)

さらに、林野庁におきましては、森林法の無届け伐採の把握、これを効果的かつ迅速に行うために、衛星画像から森林の状況が変化した箇所を自動的に把握、監視できるプログラムを開発をいたしまして、市町村等での活用を現在進めているところでございます。盛土の早期発見にも活用できるのではないかとこのように考えておるところでございます。

今後、今申し上げましたような取組を運用マニュアル等に盛り込む、そういうことをやらせていただきます。法律の適正な執行が図られるようにはしてまいりたいと考えております。

○野田国義君 先ほどから出ておりますように、やはり国交省と農林水産省のしつかりとした連携がこれ非常に必要なことだと改めて思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、林業経営に要する作業道の整備をめぐる法施行後の懸念についてお伺いしたいと思います。

林業経営に要する作業道の整備では、現地の地形や地質等に配慮した形で盛土等がなされるわけでありましてけれども、作業道の整備が通常の公共事業と同様に測量や設計、検査を前提として扱われる場合、その整備が遅れ、林業経営に支障が出る懸念をされております。本法律案による規制においてはこうした懸念にどのように対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○大臣政務官(宮崎雅夫君) お答えをいたします。

森林作業道の整備につきましては、通常、間伐等の森林整備と一体的に行われ、精緻な測量、設計は行われませんが、切土や盛土の方法、排水施設などを定めまして森林作業道設計指針に基づきまして整備をしております。

また、線的な施設でございますので、一か所に集中的にこれ盛土を行うというものはございま

せんので、取り扱う量も少量ということでございます。このため、森林内で盛土等規制対象を定めるに当たりましては、安全を確保すること、これ大前提でございまして、このような森林作業道の特性を踏まえまして、森林経営に支障が出ることをないように検討を進めてまいりたいと考えております。

○野田国義君 よろしくお願いたしました。

それから、今度ちよつとテーマを変えまして、大規模盛土造成地の安全対策への取組の進捗状況についてお聞きをしたいと思います。

全国に約五万か所以上存在する大規模盛土造成地は、耐震性が不十分な場合、大地震等により滑動崩落が生じ、人命や家屋等に甚大な被害が発生する可能性がございます。特に福岡県がこの大規模盛土造成地が他の都道府県と比べて多いというようなこととございますので気になるところでございますが、国土交通省は大規模盛土造成地の安全対策を進めていると聞いているところでございますけれども、この取組の進捗状況、どのように取り組んでおられるか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

大規模盛土造成地の安全対策につきましては、第一次スクリーニングとして大規模盛土造成地の抽出、第二次スクリーニングとして安全性把握を行う優先順位を決める計画の作成及びそれに基づく安全性把握調査、その上で対策が必要とされた大規模盛土造成地に対する滑動崩落防止工事と段階的に実施することとしております。

令和四年三月現在の進捗率は、第一次スクリーニングでは全国で完了し、約五万一千か所を抽出しております。第二次スクリーニング計画の作成は約七〇%の市町村で着手済みであり、それに基づく安全性把握調査は約一〇%の市町村で着手済みとなっております。対策が必要と判明した大規模盛土造成地に対する滑動崩落防止工事について

は、四地区で実施され、うち三地区で工事が完了しております。

○野田国義君 しつかりとお願したいと思っております。

それから、防災・減災、国土強靱化のための五年加速化対策並びに令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会の報告の安全性把握調査を踏まえた令和五年度以降の対応や財政面、技術面への支援、これも非常に必要だと思っておりますので、このことについてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 国土交通省では、地方公共団体における大規模盛土造成地の安全対策を速やかに実施させるため、令和四年度までの期限で安全性把握調査に対する交付率を二分の一にか

さ上げしております。加えて、地方公共団体との意見交換の場等において積極的に働きかけた効果もあって、令和三年度末時点で安全性把握調査に着手した地方公共団体は約一〇%まで増加しております。また、既に約七〇%の地方公共団体において安全性把握調査の実施のための計画の作成に着手しております。

引き続き、令和七年度の目標の達成に向けて強力に地方公共団体への働きかけ等を行ってまいります。また、滑動崩落防止工事についても検討してまいります。また、滑動崩落防止工事等に対して引き続き丁寧な相談に応じるとともに、国費による支援を行ってまいりたいと思っております。

○野田国義君 時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○竹内真二君 公明党の竹内真二です。

本日、質問の機会をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。早速質問に入らせていただきます。

昨年七月三日、降り続いた大雨によって静岡県熱海市で発生した土石流災害は、多くの家屋が土石流にのみ込まれて、死者、行方不明者二十八名

という、これには災害関連死で亡くなられた方一名を含んでおりますけれども、本当に甚大な被害でありました。改めまして、この災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりのお見舞いを申し上げます。

こうした危険な盛土への対策は、国民の命と財産を守るため、まさに待たなしの課題となっております。熱海市での発災直後、我が党として、地元の方々が現地に急行して被災者支援にも尽力するとともに、党の大規模災害対策本部というものを設置してまいりましたので、そこでこの盛土の全国総点検や法規制の強化などを盛り込んだ緊急要望書というものを国土交通大臣にも提出をさせていただきました。

その後、昨年八月から関係府省によって盛土の総点検というものが実施をされ、翌九月からは政府の有識者による検討会で精力的に対策等を議論をしていただき、昨年十二月に提言の取りまとめが行われたと。こうした経緯を受けて、今回の改正案には全国一律の安全基準による盛土等の規制が盛り込まれております。

そこで、初めに、盛土の総点検についてお伺いをいたします。

昨年八月に関係府省から都道府県に依頼する形で、本年三月十六日時点で全国約三万六千か所の盛土が抽出をされて、ほぼ全ての盛土について目視等による点検が完了したとされております。そのうち、必要な災害防止措置が確認できない、あるいは許可、届出等の手続が取られていないなど、点検項目のいずれかに当てはまる盛土が、大都市部の周辺圏を中心にして約千百か所あったと伺っております。

この総点検の結果について、国土交通省としてまずどのように受け止められているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(和田信貴君) ただいま委員の御指摘ございましたように、総点検の結果、必要な災

害防止措置が確認できていないなどの点検項目のいずれかに該当する盛土が約千百か所ございました。

まず、私どもとしては、このような盛土につきましては、都道府県等において必要に応じた応急対策、詳細調査等による崩落の危険性を確認しつつ、行政代執行、盛土の撤去等の災害防止措置、これをすぐにも、とにかく急いでやっていかないと、千百という数、これは結構な数でございますので、それなりの、何と申しますか、手間が掛かるとは思いますが、それに甘んじることなく直ちに对应していかなければいけないと考えておりますし、また、そのためにも、国土交通省としましては、農林水産省と共同して、こういったことに必要な経費、こういったものを公共団体に助成して、これを速やかに進むようにしたいと考えてございます。

○竹内真二君 今後、各自治体で様々な取組というものをやっていかなければならないわけですから、しっかりと、まずは政府として全般的に後押しをお願い申し上げます。

続いて、改正案と条例等々の連携についてお聞きをいたします。

衆議院段階での法案の審議で、我が党の伊藤議員の方から、この本法案と既存の条例との整合性、関係性について政府に質問をさせていただいております。具体的には、今回の法律が既存の条例を包含するかどうかを尋ねたわけでありまして、けれども、この際、政府側の答弁としては、盛土による災害から人命を守るという観点からは、既存の条例による規制の趣旨を十分に包含しつつ、更に万全を期す内容となつており、こうした考えを示されております。

もちろん、盛土による防止、災害防止以外の目的の部分に関しては、当然、条例というものがそれぞれ各自自治体で判断されるわけでありまして、本法案では、例えば政令で定める技術的基準につ

いて、その政令で都道府県等の規則に委任した事項というのはその事項を含むとされており。また、条例によって定期の報告の頻度や内容、中間検査の検査対象項目等の上乗せを可能とするなどの措置が講じられております。

そこで、こうした本法案とこの条例等の連携のイメージや考え方について、国土交通省にお伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

本法案においては、全国一律の技術的基準を設定し、規制区域における盛土等を行う工事について当該基準への適合を求めることとしております。その上で、地域によっては、降水量が特に多いなどの気候の条件、崩落が発生しやすい土壌であるなどの地質の条件といった特殊性もあることから、都道府県等が地域の実情に応じ、災害を防止するため必要があると認めるときは、条例等により技術的基準の強化や中間検査の項目の追加、定期報告の項目や回数等の追加等の上乗せができる仕組みとしております。

このように、本法案に基づき全国一律の技術的基準をベースとしつつ、地域の実情に応じて条例等を定めることにより、盛土等に伴う災害を防止するためのきめ細かな対応が可能となると考えております。

○竹内真二君 ありがとうございます。

上乗せができるという部分が十分にあるということをお聞きしましたので、こうしたことを含めて、各自治体に、やはり既存の条例も含めてですけれども、新たにこれから条例を作るといふ部分に関して、その関係性や連携のイメージ、考え方みたいなものというのをよく説明をしていただいて、そして、自治体は適切に、頭の中を整理するということですかね、そういうことができるように是非支援をお願いしたいと思います。

次に、もう一点、これも衆議院の審議で出ていたんですが、国土交通省は答弁の中で、基礎調査

に要する費用の三分の一を防災・安全交付金によって今年度の当初予算から支援するとしておりまして、また、大臣の答弁の中では、法施行前の準備調査を含めて、基礎調査に必要な経費について財政支援を行うとしております。

この盛土等に伴う災害防止のためには、規制区域の速やかな指定が重要となります。そのためには、国において、都道府県等に對しまして、国の財政支援を活用してこの基礎調査を前広に実施できる、いち早く行えるんだということを適切に周知をしていただいで、各地の取組というものを力強く後押ししていただきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(宇野善昌君) 委員御指摘のとおり、盛土等に伴う災害防止の必要性や緊急性に鑑み、都道府県等による規制区域の指定ができる限り速やかに行われる必要があると認識しております。

このため、基本方針や区域指定に必要なガイドライン等について、施行日を待たず、案の段階でもできるだけ速やかに都道府県等に示すとともに、先ほどお話がありましたように、施行前の準備調査も含め、基礎調査に必要な経費に対して財政支援などを行ってまいりたいと考えております。

こうした内容につきましては、都道府県等に對し広く周知を図り、早期の基礎調査の実施や区域指定を支援してまいりたいと考えております。

○竹内真二君 まさに早期の迅速な基礎調査の実施というものをしっかりと後押ししていただきたいと思っております。

次に、工事許可の対象となる特定盛土等の規模についてお伺いをいたします。

今回の法案では、特定盛土等規制区域内での特定盛土等又は土石の堆積で、大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに関する工事に對しては、この工事主というものは事前に都道府県知事

等の許可を受けなければならぬとしております。

ここで言う土石の堆積というのは、一定期間経過後に他の場所に持ち出す目的で土地に土石を置く行為を指して、具体的には、建設発生土をストックヤードに一時的に置いておく行為などが規制対象になるといふふうに答弁でもされております。この特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要がある場合は、政令で定める規模とすることを当該の規模未満で条例で定める規模とすることが可能であるということも言っております。

そこで、お聞きしますけれども、この特定盛土等に伴う災害を防止するため必要があれば、基本的には各自治体の裁量で許可を要する規模を設定できるという理解でよいのかどうか、説明をお願いいたします。

○政府参考人(宇野善昌君) 本法案におきましては、盛土等により人家等に被害を及ぼすおそれのある区域を規制区域として指定し、規制区域内の盛土等については全国一律の基準に基づき許可に係らしめることとしております。

このうち、特定盛土等規制区域におきましては、市街地、集落などから離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼし得る斜面地などのエリアを指定するものであることから、一たび崩落した場合に大規模な崖崩れ等による災害が発生するおそれがあると考える規模の盛土に限って許可の対象としております。

一方、地域によっては、降水量が特に多いなどの気候の条件、崩落が発生しやすい土壌であるなどの地質の条件などの特殊性もあることから、これらの特殊性を踏まえ、盛土等に伴う災害を防止するために必要な場合には、都道府県等が条例で許可の対象とする盛土等の規模を引き下げることができるとしていただいております。

○竹内真二君 じゃ、引下げができるということと理解をしましたので、ありがとうございます。

続いて、政令で定める技術的基準について質問させていただきます。

規制区域内での宅地造成や特定盛土等に関する工事というのは、政令で定める技術的基準に従って擁壁、排水施設等の設置等の災害を防止するための必要な措置が講ぜられたものでなければならぬとされております。

この技術的基準については、現行の基準を参考としつつも、先ほどからも出ておりますけれども、盛土等が行われるエリアの地形、地質等に於いて、近年の自然災害の頻発、激甚化の傾向を踏まえて、科学的根拠に基づいて適切に定める必要があると考えますけれども、国交省の見解を求めたいと思っております。

それからまた、この土石の堆積に関する技術的基準についてはどのような事項について定めることが想定をされているのかについても併せて説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

盛土等に関する技術的基準につきましては、今後、地盤工学等の有識者による検討会により技術的に検討することとなります。

具体的には、恒久的に土地の形質を変更する盛土等については、盛土等を行う場所の地形や地質、地下水等の状況に応じて、擁壁や排水施設の適切な設置や地盤の締め固めなど、盛土等の安全性を確保するための基準について、御指摘の観点も踏まえつつ、検討の上定めることとしております。また、土石の一時的な堆積に関しては、堆積の高さや斜面の勾配、土石の周囲の保安帯など、安全性を確保するための基準について検討の上定めることとしております。

いずれにいたしましても、安全確保のために十分な水準のものとなるようしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○竹内真二君 もう一点、この土石の堆積に関連してお聞きをしますけれども、この本法案では、

土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、堆積した全ての土石を除去した際に、この全ての土石の除去が行われたかどうかについて都道府県知事等の確認を受けることとされており、この点に関しまして、除去前の土石の堆積状況であるとか、政令で定める技術的基準に適合しているかどうかといった確認というものは、本法案においてはどのように行うこととされているのか、国交省の説明を求めたいと思います。

あわせて、この認められた規模以上の土石の堆積や技術的基準への不適合を早期にやはり把握ができるように、抜き打ちで立入検査の実施等も必要と考えますけれども、この点についても見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。本法案におきましては、許可を受けた土石の堆積の堆積状況や安全を確保するための技術的基準への適合を確認するため、一定規模以上の土石の堆積について工事に伴う工事の施工状況等について定期的な報告を義務付けているところでございませぬ。

あわせて、本法案では、都道府県等は、工事計画の無許可での変更や技術的基準への不適合等に対する監督処分等を行うため、必要な場合に立入検査をすることが可能となっており、通報のあった情報や関係部局と共有した情報を基にこの立入検査権限を行使し、抜き打ちで検査を行うことも効果的であると考えております。

これらの制度につきましては、ガイドラインでも運用方法を示し、効果的に施工状況を把握できるように促進してまいります。

○竹内真二君 次に、隣接県同士の連携の問題についてお伺いしたいと思います。

特定盛土等の規制区域の指定に際しまして、例えば、ある都道府県内に特定盛土等の規制区域として指定する必要があるエリアが存在しますけれども、これにより被災する可能性がある市街地や

集落というものは、この都道府県に隣接する都道府県に存在する場合というものも十分想定をされるものであります。

この場合、特定盛土等の規制区域の指定であるとかその他本法の運用面で関係都道府県が互いに情報を共有し、連携して対応することが求められてくると思います。こうした場合の適切な対応方法もガイドライン等で具体的に示す必要があると考えますけれども、国土交通省の見解をお伺いをいたします。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。本法案におきましては、都道府県等は基礎調査を実施し、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼし得るエリアを規制区域として指定することとしております。この基礎調査や規制区域指定の具体的な方法等につきましては、国においてガイドラインを策定の上都道府県等に示すこととしており、その中で、行政区域の境界における区域の指定等についても互いに整合が図れるよう調整する等、的確な対応について示してまいりたいと考えております。

また、このほか、本法案の運用に当たり、例えば他の都道府県における不法行為を認知した場合などには、関係都道府県が互いに情報を共有し、連携して対応するよう促してまいります。

○竹内真二君 最後に言われた、やはり都道府県同士の連携というものも、やはりこうした防止をする上で非常に大事な観点になってくると思っております。是非ともよろしくお願いいたします。

最後に、斉藤国土交通大臣にお伺いをいたします。本法施行後、本法の規制対象外のエリアにはやはり不適切な盛土が集中して行われる可能性というものも十分に考えられるわけであり、国土交通省におきましては、農林水産省を始め関係法令を所管する省庁と密接に連携をして、本法の規制対象外の土地における不適切な盛土を防止するとともに、発生した場合でも速やかに是正がされるよう適切な対応というものを講じていただきたいと思っております。

こうした観点も含めまして、盛土による災害防止に今後どのように大臣として取り組まれていかれるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 規制外のエリアに盛土が集中するというようなことがないように、本法案に基づく規制区域の指定に際しましては、地形、地質の状況や土地の利用状況等について都道府県等が基礎調査を行い、客観的なリスクを把握するとともに、地域の実情に詳しい市町村長の意見を聴取することとしており、これらにより、都道府県知事等は人命を守るために必要かつ十分な区域を指定することが可能であると考えております。

その上で、規制区域の指定後も、おおむね五年ごとに実施する基礎調査の結果のほか、市町村長からの区域指定の申出の仕組みであったり、定期的なパトロールや住民からの通報等に基づく情報などを活用して随時規制区域の見直しを行い、規制区域以外の土地についても必要に応じて規制区域に取り込むことが可能でございます。

盛土等に伴う災害の防止については、本法案に基づく規制区域の内外を問わず、引き続き関係府省連絡会議の枠組み等を通じて関係府省が緊密に連携して取り組んでいくこととしており、国土交通省としては、二度と熱海市と同様の悲劇を繰り返さないとの決意の下、主導的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

○竹内真二君 今、大臣から主導的役割を果たしていきたいという力強い答弁がございました。今回の法整備とともに、実際これからどう対策を講じていくか、実行していくかということが極めて大事になってまいります。その主体というのはやはり地方自治体の皆様でありますので、これから行ってまいりますガイドラインの整備などとともに、政府による手厚い様々な支援というものは是非お願いいたしまして、強くお願いいたします。

して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(斎藤嘉隆君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後一時開会

○委員長(斎藤嘉隆君) ただいまから国土交通委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、青木一彦君が委員を辞任され、その補欠として三浦靖君が選任されました。

○委員長(斎藤嘉隆君) 休憩前に引き続き、宅地造成等規制法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員(斎藤嘉隆君) 質疑のある方は順次御発言願います。

○浜野善史君 国民民主党の浜野善史でございます。まず、基礎的事項についてお伺いをいたします。

法改正の概要説明資料におきまして、盛土について、現行制度では、宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律によって開発を規制とありますが、具体的にはどのような法律で規制をしているのかということ。

また、各法律の目的の限界等から盛土等の規制が必ずしも十分ではないエリアが存在することとされており、十分でない現状を具体的に説明いただきたいと思います。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

現行法では、盛土等を含む開発行為を規制するものとして、宅地造成に伴う災害の防止のため、宅地造成を目的とした盛土等を規制する宅地造成等規制法、森林の保続培養と森林生産力の増強のため、増進のため、森林の公益的機能に影響を及

ほし得る開発行為を規制する森林法、農業生産の基盤である農地の保全のため、農地を農地以外のものにする行為を規制する農地法などがあります。

これらの法律による盛土等の規制はそれぞれの目的の範囲内で行われているため、例えば現行の宅地造成等規制法の許可制度では、規制対象エリアが市街地及び市街地となろうとする区域に限られるほか、宅地造成を目的としない盛土等は許可対象とならないこと、森林法の林地開発許可制度では、規制対象エリアが地域森林計画の対象民有林に限られるほか、面積一ヘクタールを超える大規模な開発行為でなければ許可対象とならないこと、農地法の農地転用許可制度では、農地を農地以外のものに転用する行為でなければ許可対象とならないことなど、規制対象エリアや規制対象行為の規模、類型に制約があります。

こうしたことから、結果として、開発行為の内容によつては、現行法のいずれでも規制することができないエリアが存在し得る状況にあると考えております。

○浜野喜史君 更にお伺いいたしますけれども、盛土につきましては、一部の地方公共団体で条例を制定して対応を行っているとのことであり、ます。どれくらい自治体ごとのような内容の条例を制定しているのか、説明をいただきたいと思

います。加えて、地方公共団体において条例を制定しているというところは、今までに地方公共団体から、あるいは審議会等において、全国一律の基準で包括的に規制する法制度を求める声が上がっているのではないかと推察をいたしますが、会議録等にそういった趣旨の記録が残っていないのか、御説明をいただきたいと思

います。**○政府参考人(宇野善昌君)** お答え申し上げます。盛土に関する条例につきましては、国土交通省の調査によれば、令和三年十一月時点で二十六の

都府県と四百十九市町村で制定されております。これらの条例は、その目的については、災害防止のほか自然保護や生活環境保全を目的とするものなどがあり、規制の内容につきましては、盛土造成等に対する許可又は届出、土地所有者の同意、工事完了時の届出、違反時の措置命令、罰則等が定められておりますが、具体的内容は各々の地域の実情に応じ異なっております。

なお、現在確認できているところでは、平成二十六年以降、建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備について、神奈川県、大阪府等の地方公共団体から要望があったところでございます。また、昨年七月の熱海における土石流災害を受け、全国知事会や全国市長会等から、法制化による全国統一の基準、規制の整備について要望があったところでございます。

○浜野喜史君 今の御答弁に更に関連して御質問するんですけども、今の御答弁では、今回の熱海の件の前においても神奈川県等の自治体から要望があったという御説明だったと思うんですけども、更に具体的に説明いただいただけませんか。**○政府参考人(宇野善昌君)** お答え申し上げます。例えば平成二十八年に大阪府から要望をいただいておりますが、そこちよつと読み上げさせていただきます。建設発生土の適正処理に関する法律の制定ということで、建設発生土の適正処理については都道府県域を超える課題と捉え、建設発生土の適正処理に関する法律を制定されたこと。その中で、建設発生土の搬入、埋立て等の行為については許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めることなどについて要望をいただいているところでございます。

○浜野喜史君 これは委員長にお伺いしたいんですけども、先ほど御説明いただきました要請の実績ですね、この委員会に提出をいただくように取り計らいをお願い申し上げます。**○委員長(斎藤嘉隆君)** 理事会で協議いたしま

す。**○浜野喜史君** その上で、大臣にお伺いするんですけども、結果論ではありますが、全国一律のルールや法整備、盛土総点検を早期にや

はり実行すべきであったと、悔いが残るといふことだと思

います。行政及び立法府として実情や課題把握の力を高める必要性を痛感するところであり、大臣の見解をお伺いしたいと思います。**○国務大臣(斎藤鉄夫君)** 浜野委員から、悔いが残るといふお言葉がございました。まさに結果論

ですけれども、もう少し早く手を着けておければという気持ちですが、私もそのことは非常によく共有するところでございます。その上で、それまで国土交通省として頑張ってきたということもちよつと申し述べさせていただきます。建設発生土による盛土の崩落防止策については、過去の崩落事案等を踏まえ、平成二十七年以降、国土交通省のほか、農林水産省や環境省を構成メンバーとし、警察庁もオプザーバーとして参加する関係省庁連絡会議において検討を進めてまいりました。この連絡会議における議論を踏まえ、平成二十九年には地方公共団体の実務担当者向けのガイドラインを作成し、宅地造成等規制法、森林法等の既存の法令や各自治体が定めている土砂条例の下で、盛土の崩落を防止するための対策等について地方公共団体に周知し、取組を進めてまいりました。

このような中、昨年、熱海で大規模な土石流災害が発生したことを踏まえ、今般法案を提出し、宅地や森林など土地の利用区分にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するとともに、罰則の厳格化等の措置を講じ、盛土等に伴う災害を防止することとしております。

国としては、本法案の施行状況を通じて盛土の実態や問題事例などをしっかりと把握しつつ、本法案を適切に運用することで、二度と熱海市と同様の悲劇を繰り返さないようしっかりと取り組んでまいりたいと決意しております。

○浜野喜史君 行政におきまして様々な問題、課題の把握に更に尽力をされることを求めています。次に、規制区域の指定について伺います。盛土規制法案では、都道府県知事が、基本方針に基づき、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定できると規定しておりますけれども、区域指定の基本

的な考え方を説明願いたいと思

います。**○政府参考人(宇野善昌君)** お答え申し上げます。本法案では、盛土等に伴う災害から人命を守るため、土地の利用区分にかかわらず、盛土等の崩落により人家等に危害を及ぼし得るエリアを規制区域として指定することとしております。

具体的には、盛土等に伴う崖崩れ等によつて近隣の人家等に被害が生ずる蓋然性が高い市街地や集落のエリアを指定する宅地造成等工事規制区域と、市街地や集落から離れた場所であっても、地形等の条件から盛土等が崩落した場合に土砂が流下して下方の人家等に危害を及ぼし得る斜面地のエリアを指定する特定盛土等規制区域を指定でき

ることとしております。また、規制区域の指定に当たっては、都道府県等が、基本方針で示された区域指定の考え方に基づき、かつ、地形、地質の状況等について基礎調査を行い、客観的なリスク把握に基づいて指定することとしております。

これらの仕組みを通じて、盛土等に伴う災害から人命を守るために必要かつ十分な規制区域を設定することができるものと考えております。**○浜野喜史君** 区域指定の考え方について御説明

いただきましたが、懸念点もござ

います。法案第十条におきまして、市街地等区域内には集落区域やその集落区域等の近接地が含まれるとされていますが、この近接地を包含する農地や森林内におきましても、幹線道路や鉄道、学校、病

院等の公共公益施設の利用者や農地で耕作を行う農家等が日常的な活動を行っております。こうした方々の安心、安全の確保、さらには日常的な活動を必要とする公共公益施設等の安全の確保を図ることが重要であると考えております。

一方で、例えば都市計画法を参照してみますと、同法第三十四条第一号では、市街化調整区域内においても一定の基準に適合した開発を許容できる区域を都道府県等の条例で定めることができることとあります。この条例区域は、市街化調整区域での開発を特例的に許可する趣旨から、おおむね五十戸以上の建築物が連棟している集落の区域内で指定するものとされ、その位置が市街化区域に近接する場合は数百メートル程度の範囲内の隔離距離とすることが開発許可制度運用指針に明示されております。

仮に盛土規制法案第十条に規定する集落区域や集落区域等に近接する土地の区域の定義に同様の考え方が準用されるとした場合、この法案における市街地等区域は限定的な範囲となる可能性があるかと懸念をいたします。

また、法案第二十六条において、特定盛土等規制区域に指定できる範囲が示されております。特定盛土等に伴う災害により、場合によっては、山間部から遠く離れた市街地等区域の居住者等に対しても危害を生ずるおそれが大きいと認められる区域においては区域の指定ができるとされております。

一方、法案で、特定盛土の用語の意義として、特定盛土等は、隣接又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものとされていることから、運用によっては、危険な盛土等であっても特定盛土等としては規制できないものが多く発生してしまうのではないかと懸念もあります。

こうした懸念を払拭するため、知事等による実情を踏まえた幅広く柔軟できめ細やかな指定が可能となるよう、どのように対応、支援を行うの

か、説明願いたいと思っております。
○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

規制区域の指定に際しては、地形、地質の状況や土地の利用状況等について都道府県等が基礎調査を行うこととしており、都道府県知事等は客観的なリスクを把握した上で区域を指定することとなります。加えて、地域の実情に詳しい市町村長から区域指定の必要性を申し出ることも可能としており、ほか、定期的なパトロールや住民からの通報等に基づく情報も踏まえることとしており、人命を守るために必要かつ十分な区域を指定することが可能であると考えております。

国としては、都道府県等に対し、いたずらに区域が限定されることのないよう、人命を守るために必要かつ十分な区域が的確に指定されるよう、基礎調査の実施方法や区域指定に関する具体的なガイドラインを示すとともに、基礎調査に必要な経費に対し財政支援を行うこと等により支援してまいりたいと考えております。

○浜野喜史君 次に、発生原因の調査についてお伺いいたします。

熱海市で昨年発生した土石流のように、河川に関わる災害の原因調査は行政において一般的にどのように行われるものであるのか、説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(井上智夫君) 土石流災害が発生した場合には、対策工事を行うに当たり、降雨や地形、地質の状況等、災害の発生原因把握や再度災害防止のために必要な調査を行うことが一般的です。その際、調査により、盛土等人為的なものが災害の発生を誘発したことが疑われる場合には、各種法令違反がないか関係部署において確認することになります。

○浜野喜史君 その上でお伺いいたします。

静岡県が三月二十九日に取りまとめました逢初川土石流の発生原因調査中間報告書についてお伺いいたします。

この報告書の「はじめに」の部分で、次のように記されております。令和三年七月三日に熱海市伊豆山地区の逢初川で発生した土石流では、逢初川源頭部に造成されていた盛土が崩壊し、大量の土砂が下流域の集落へ流れ下ったことにより、災害を甚大化させたと推定されております。このような悲劇が繰り返されることのないよう、県では発生原因調査チームを立ち上げ、土石流の発生原因、発生メカニズムの調査を進め、他者検証方式として技術専門家による検証結果を踏まえ、発生原因調査の中間報告書を作成したと、このように記されております。

この中間報告書において、土石流の発生原因、発生メカニズムの検討結果がどのようなものになったのか、概要を説明いただきたいと思います。

加えて、盛土がなければ土石流は発生していないという検討結果であったというふうに理解してよいのかも併せて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

静岡県が取りまとめた逢初川土石流の発生原因調査中間報告書では、地質・水文調査の結果から、逢初川流域は地下水が流入しやすい環境であり、盛土が実施されたことで地下水が盛土内に流入しやすい状態であったと考えられること、災害発生時の三日間降雨は盛土造成後で最大の雨量であったことなどから、崩壊した盛土に非常に大量の地下水が供給されたと考えられること、盛土の施工業者への聞き取りの結果、排水施設が埋塞していたり壊れていた可能性が報告されることが報告されております。

一方、盛土が崩壊した原因については、中間報告時点では崩壊の再現解析が完了していないことから究明に至っておらず、引き続き静岡県において検討が行われるものと認識しております。

○浜野喜史君 それに関連して、お答えをいただ

ける範囲で更に説明いただければと思うんですけども、私も報告書を読んでみました。私の読解力がないからかも分かりませんが、質問の最後の部分で申し上げた、盛土がなければ土石流というのは発生していたのか、いなかたのか辺りが必ずしも十分に記述されていないのかなというふうに思いましたので、更に説明いただける範囲でその部分を説明いただければと思います。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。本件については、現時点で原因究明に至っていないということなので、必ずしも盛土が原因かどうかまだ明らかではないという状況でございます。このため、まずは県の検討状況を注視してまいりたいと考えております。

○浜野喜史君 引き続き、検討を私も注視したいと思っております。

次に、熱海市伊豆山地区の盛土への行政の対応に不作為などの問題があったのではないかと懸念についてお伺いをいたします。

政府はこうした懸念についてどういう考え方に立っているのかということ、また、静岡県や熱海市においての対応がどうなっているのか、説明をいただきたいと思っております。

さらに、これら自治体の最終的な報告を踏まえて、政府として対応すべきものがあるか否か検討すべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

熱海市の土石流災害に関しては、静岡県において、昨年十二月、第三者により当時の行政対応について検証する委員会が設置され、三月末に中間報告が出されたものと承知しております。この中間報告においては、関係部局における対応がそれぞれの所管する制度の目的の範疇にとどまり、積極的な対応が取られなかったことや、県と市や関係

部局間における連携が十分ではなかったことなどが報告されております。

こうした課題に対しては、本法案において、規制に当たり、県が市町村に意見を聴いたり市町村から県に意見を申し立てるなど県と市町村が連携する仕組みとしており、また、法案の施行に当たっては、県と市や本法案の担当部局と関係部局、警察等との連携を図られるよう基本方針に考案方を示すとともに、不法な盛土に厳格に対応できるように対応方針を示したガイドラインを策定することとしております。

今後、静岡県においては、熱海市の対応の検証結果を加え、提言を添えて、委員会から最終報告が行われる予定と承知しており、当時の静岡県及び熱海市の対応に対する評価は当該報告の中で示されるものと考えております。

最終報告の内容については、本法案の今後の運用に当たり十分に参考にしてまいりたいと考えております。

○浜野喜史君 参考にするということなんですけれども、内容をしっかりと政府としても把握をして、政府としての対応が必要であるか否かということも検討をされるという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、関係部局における対応がそれぞればらばらであったということや、県や市、それから関係部局間での連携が十分に図られていなかったということは今でも分かっているところでございます。

さらに、最終報告の内容を精査して、我々、きちんと今後の運用に当たって十分に参考にしたいと思っております。

○浜野喜史君 参考にするということで、政府としての対応が必要があれば検討していくというふうに理解をさせていただきます。

これで最後の質問にいたしますけれども、盛土

総点検についてお伺いいたします。

三月二十八日、盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会におきまして、盛土の総点検結果の取りまとめ結果が示されました。点検完了箇所三万六千三百十か所のうち、約三％に及ぶ千八十九か所で不備があるというものであります。

不備があるまま放置されていたことの要因を分析した上で、今後の行政に生かす必要があるというふうに考えますけれども、現在その要因をどのように分析をされておられるのか、御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(和田信貴君) 委員御指摘のように、千八十九か所、必要な災害防止措置が確認できていない、許可、届出等の手続が取られていないなど、点検項目のいずれかに該当する盛土が約千百か所ございました。

このような状況に至った経緯は地域によって様々なものがございますが、盛土施工後の管理、点検が十分でなかったこと、必要な届出、許可がなされていても施工結果などが十分に確認されていなかったこと、条例等の規制内容が一律ではなく、地方公共団体間の連携や経験の共有も十分になされてはなかったこと、法令に基づく執行手続などが必ずしも明確にされていなかったことなどが考えられると思っております。

○浜野喜史君 この千八十九か所ですね、不備があるということでありましたので、不備があるというふうに分かったからそれをどうするかということの対策が急務かとは思いますが、一方、なぜこういうことになったのかということのやはり分析も今後していただく必要があるのかなというふうに思いますので、優先順位は高くないのかも分かりませんが、そういうこともしっかりと行っていたかどうかということを求めて、質問を終わりたいと思っております。

○室井邦彦君 日本維新の室井でございます。

早速質問に入らせていただきますが、二十七名の尊い命を奪い、そしてまだ一名が確認できないという、無念なことであろうと思っておりますけれども、こういうことが二度と起こらないように、ひとつ国土交通省も担当の皆さん方もしっかりと対応していただきたいと思いますし、特に、今日から明日にかけてかなり激しい雨が降る、また梅雨どきに入る、こういうことでありますので、よろしく対応をお願いいたします。

私も幾つか質問したいことがあるんですけれども、えっというようなところがあって、この二〇〇七年八月、不動産管理会社が盛土の申請を熱海市に提出して、災害を防止するための必要な項目は未記入のまま、その一か月後、熱海市は届出を受理したという。これはどうして理解したらいいのか、私もこの辺また確認をさせていただきたいんですけれども、こういう、自治体、いろいろと問題も抱えているんでしょうけれども、土砂の崩壊、流出などにより災害の発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置をとることが附帯条件として書き込まれていたと。その後、この不動産管理会社の対応は、ここはもう、私もちょっと確認したいんですけど時間がないので、多くの問題を抱えていると、問題があったと。これ、詳しくお聞きして調べたいんですけれども、今日はここはこれとして。

質問としては、やはり盛土の申請、残土処理業者等による盛土の適当な管理が明確と言える届出でなければ申請は拒否できると、盛土の安全性が担保される内容の手続に改めるべきだと、そのように考えております。この問題のある行為者に対する届けの在り方について、御所見をお聞きしておきたい、確認をしておきたいと思っております。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。

届出というお話でございます。

特定盛土等について届出を求めるとして、特定盛土等規制区域は、市街地、集落などから離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼし得る斜面地などのエリアを指定するものでございます。こうした区域においては、周囲に人家等のまとまりがなく、小規模な盛土については崩落しても直ちに災害の危険が生じないと考えられるため、一たび崩落した場合に大規模な崖崩れ又は土砂の流出による災害が発生するおそれがあると考えられる規模の盛土を許可の対象としております。

他方で、これに満たない規模の盛土についても、危険な盛土の端緒を迅速にキャッチする趣旨で、事前届出を求めるとしてあります。

届出の場合、基本的には必要書類や手続等に不備がない限り受理することとなりますが、本法案においては、都道府県知事等は、届けられた図面等を確認し、必要な場合には催告、命令により是正させることができるほか、無届け行為、虚偽の届出、命令違反には罰則を適用することとしております。

○室井邦彦君 ここ説明できるかな。この書類を出された業者、未記入のまま、そこには何も書き込まないで一か月、その後、熱海市は届出を受理したという、この辺の、ちょっと、あなたのあれで説明できる。

○政府参考人(宇野善昌君) その届出は、恐らく森林法に基づく届出か、静岡県の条例に基づく届出だと思われませんが、共に私どもの所管ではないということもございまして、今ここでコメントすることは差し控えていただきたいと思います。

○室井邦彦君 はい、分かりました。また、機会にしっかりと私も勉強し、未記入のままの書類が一か月後に許可になるという、ちょっとこの辺が私も全く理解できないところで、今後、このような大きな犠牲が出ないように、しっかりとお互いに、積極的にこの辺は調べ

ておかないけないなというふうに皆さんにも要望をしておきます。

続いて、今回のこの法改正によって、国土交通省と農林水産省による共管法として両省緊密に横の連携を取っていただいで盛土に対応することになつておるといふことでありますが、二つほど質問させていただきますが、建設廃棄物のリサイクル推進は、建設発生土を資源として有効利用することを優先し、適正な管理が後回しにされてきた感があると、そのような背景が危険な盛土の発生を生み出してきたのではないかと、このように思っております。

そして、建設リサイクル推進の観点から建設発生土の有効利用率に着目することも大切でありますが、この適正な管理に配慮を求めると必要があつたと考えるわけですが、この辺の御所見をまずお聞きして、もう一つの質問は、そのような意味で、環境省との連携の下、建設発生土を適正に処理していく取組の強化も重要であると考えておりますが、併せてこの二点、御所見をお聞かせをください。

○政府参考人(長橋和久君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、建設発生土については、有効利用の促進の観点に加えて、不適正な管理により危険な盛土等が生じることがないように適正に管理されることが重要と認識しております。

このため、今回、この法案と併せまして、建設発生土の搬出先の明確化あるいは適正化を図るために、資源有効利用促進法の計画制度を強化し、元請業者に搬出先が適正であることを事前あるいは事後に確認する仕組みを構築してまいります。

また、その後段、委員御指摘のとおり、その建設発生土の適正処理のためには、環境省と連携した取組の強化、これも重要だと認識しております。建設現場におきまして、建設混じり土の適正な分別ですとか、あるいは分別された廃棄物の廃掃法に基づく適正処理等について、改めて周知徹底

底や現場パトロールの強化を図っていくということと環境省とともに検討しております、引き続き適切に連携してまいりたいと思っております。

また、先ほど申し上げたような資源有効利用法の計画制度の強化に伴って、例えば揭示をしていくとか、いろいろ搬出先も、さつき申し上げたように、ちゃんと確認処理をしていくとかということもありましても、そうしたこともしっかりと確認すること、パトロールすること、これも強化していきたいと思っておりますので、国土交通省としては、環境省始め関係省庁とも連携しながら、建設発生土の搬出先の明確化、適正化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてござい

ます。○室井邦彦君 この盛土の安全に関する次の質問は、やはり現場に携わる自治体のノウハウ、人材の育成がやはりこれ非常に大事であるというふうな感じておまして、二〇〇九年三月、この搬入が始まり、二〇〇九年十一月までの間、大量の盛土の管理についてこの不動産管理会社の自主的な安全対策が講じられないことを理由に、静岡県、熱海市は行政代執行の手段を取ることに言及しております。市に提出された計画の変更届に記載してあつた盛土は、災害後の静岡県の試算によると、その標高差で何と可能な容量の四倍以上の土が搬入されていたと聞いております。

変更届の際、なぜ盛土の危険性を見抜けなかったのか、ここは一つ疑問に感じるところです。大量の盛土の安全に関する技術のノウハウ、申し上げたように、蓄積、人材育成を自治体のレベルでしっかりと教育をしていただきながら、可能とする改善を徹底していただきたい。

今回のこの法改正で、大臣にお聞きをしていきたいんですが、どのような見直しを図られ、どういう方法でしっかりとこの日本の国土を、安心して安全に国民が生活でき、また斜面地に住宅がいまだに建てられているという、こういう環境でありますけれども、大臣の抱負、また大臣のお考え

を聞かせてください。

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 安全を担っていく人材の確保というのは非常に大切だと、このように思っています。

この本法案の実効性を確保するためには、御指摘のとおり、盛土の許可などの実務を担う地方公共団体において、必要なノウハウの獲得や人材育成などが重要であると考えております。

このため、国としては、ノウハウの不足する地方公共団体を支援するため、基礎調査や盛土の技術的審査、不法な盛土への対応等の参考になるガイドラインを示し、説明会の実施や、それから地方整備局などに新たに配置する職員の派遣による個別的支持を行うこととしております。

あわせて、地方公共団体が行う調査を財政支援することによりコンサルタントなどの専門家の活用を支援するとともに、盛土の特性やリスク等に関する実務的な研修の実施などにより地方公共団体の確に事務を行えるよう、きめ細かく支援してまいります。

○室井邦彦君 続いて、最後の質問になります。この危険な盛土に対する自治体の安全対策の確保の在り方ということで、先ほどの質問と多少重複するかも知れませんが、この不動産会社は、残土の置場として開発を始めた二〇〇七年四月よりトラブルが続いていたという、もうどこへ行つてもこの業者、トラブルが続いておるようであります。静岡県は同社に対して森林法に基づく指導を行い、盛土造成の作業は中断を一時されたというところであります。二〇〇八年四月、盛土の工期は期限が切れ、二〇〇八年八月、同社は他県の残土を処理する場として搬入する意向を熱海市に伝えた。二〇〇九年三月、工期を違反し、残土の搬入が始まると、一日に普通でダンブ二十台から三十台、多いときには五十台程度で搬入していることを把握しておるようであります。この静岡県として、熱海市は、残土搬入の中断させる手段が取れなかつた。

ここで質問をさせていただきますけれども、こういう状況の中でこの不動産管理会社が工期、工法の違反を続け、大量の土砂を搬入し続けるにもかかわらず、静岡県、熱海市は問題のある行為者として能動的な対応を取ることができない、しなかつたのか、まあできないという表現を使わせていただきますけれども、安全対策の確保に問題のある盛土に対し、自治体は能動的に対応を進めていく必要があつたと思うわけでありまして、今回の法改正でこのような制度の見直しが講じられるわけでありましても、その点を、都市局長ですか、お答えしていただいで、お願いいたします。

○政府参考人(宇野善昌君) お答え申し上げます。本法案においては、無許可で盛土を行っている場合のほか、許可条件に違反する工事や技術的基準に適合していない工事などについて、災害防止措置の命令や工事の施行停止命令を行うことができることとしております。

どのようなケースにおいてこれらの命令を発動すべきか等も含め、不法な盛土への対応方法については、国において具体的なガイドラインを作成し、地方公共団体に示すこととしており、必要な場合にはちゅうちょなく命令等の対応がなされるよう地方公共団体を支援してまいりたいと考えております。

また、本法案による規制を実効性あるものとするためには警察との連携が重要であることから、警察を含めた関係部局間において日頃から情報共有を密にするほか、連絡会議の定期的開催や盛土規制担当部局と警察との人事交流などの取組を地方公共団体に対して促してまいりたいと考えております。

○室井邦彦君 時間が参りましたので、終わります。

○武田良介君 日本共産党の武田良介です。昨日の本会議での盛土法案の質疑を受けて、民間の中間処理場に焦点を当てて質問させていただきました。

きたいというふうに思います。

私は、昨日の質問で、民間工事で発生する建設発生土は民間で運営している中間処理場、ここに運び込まれると、こういう事例があるため、私の方から質問させていただきました。

民間中間処理場の業者は、建設発生土を購入しているのではなく、建設会社から廃棄のための費用を受け取り、更に安い処分代で他の業者に処分させている、こういう実態があるということを描き、こうした実態を御存じですかと質問したのに対して、大臣が、民間の中間処理場は運営主体や事業規模が様々で必ずしも運営状況を詳細に把握しているわけではない、建設業団体等から聞いたところでは、建設発生土の搬入に際しては通常は搬入側が料金を払っていることは承知していると、こういう答弁でありました。

この搬入側というのは建設発生残土を持ち込む側という意味だというふうに思いますけれども、この搬入側が中間処理場を運営している事業者に対して支払う料金というのは一体何なんですか。国交省に伺います。

○政府参考人(長橋和久君) 今御指摘の搬入側が料金を支払っているということ、委員も御指摘ありましたけれども、建設発生土を持ち込む建設業側が、建設業者側が中間処理場へ料金払っているということも承知しているということも昨日御答弁申し上げたものでございます。

中間処理場には、発生土の再利用のために搬出元と利用先との時間差を調整する役割や、そのままでは再利用が向かない質の低い土砂を改良して再利用を促進する役割があるほか、例えば、ダンプロック、陸上輸送のダンプロックから海上輸送の船舶に積み替えて遠隔地に、残土処理、処分場に輸送するといったタイプの一時中継地といったケースもあり、様々な運営実態があるものと承知しております。また、利用も、一時的に保管する方と、中間処理場に、これは昨日、本会議で委員からお尋ねがあったようなケースのよ

うに、引取り型があるというふうにも聞いております。引取り型では、中間処理場が建設発生土を料金を徴収して引き取って、他の工事で利用できる場合は販売する、あるいは残土処分場へ処分する場合には中間処理場が処理料金を支払って処分するといった形態があるというふうに聞いてございます。

○武田良介君 最後早口でよく分からないところもあり、持ち込む側が中間処理場に持っていくときに、だから、支払っている料金は何なのかということをお聞きしたんです。

○政府参考人(長橋和久君) いろんなケースあると思いますけれども、引き取ってもらう場合は処分費用として支払っているものと承知しております。

○武田良介君 早口でしたけど、出ていく、中間処理場から出ていくところについても先ほど答弁がありました。ちょっと時間の関係で、本当は詳細確認したいところなんだけれども、答弁ありましたが、ちょっと一つだけ確認ですけど、その持ち込む建設業の側というのは、これは元請業者なんですか。二次、三次の下請も含まれる。

○政府参考人(長橋和久君) 下請の業者が通常のケースだと多いと思います。発言する者ありは、下請で、専門工事の例えば土工業者とかがですね、元請のそれは指示で運んでいるということだと思います。

○武田良介君 建設発生土がどのように動いているのか、誰が動かすのか、これ整理しないとですね、実態把握といったときにもいけないというふうに思っておりますので聞かせていただきませう。

もう一つ、私は、建設残土、いわゆるこれ廃棄物も含んだものですよね、については、その発生者が最終処分まで責任を持つことを義務付けるべきではあるまいかというふうな質問をさせていただきます。これに対する大臣の答弁ですけれども、建設発生土が民間中間処理場に搬入される

場合には、そこまで様々な現場から運び込まれた土と混ぜられてしまうことや、搬出までに長期間を要する場合がありますから、元請業者に一律に最終処分までの責任を負わせることは過度な負担になるおそれがあると、こういう答弁でありました。

つまり、私は発生者に責任を負わせるべきではないかと求めたんですけれども、過度な負担になるからできないという答弁をされたということなんです。では、誰が責任を負うんでしょうか。

○政府参考人(長橋和久君) お答え申し上げます。元請業者が専門的知識を持っておりまして、建設工事の施行全体に責任を持つ主体であるということとは間違いのないと思っておりますし、搬出先の適正確保を図る上で元請業者の果たすべき役割は大きいと認識してございます。

お尋ねの昨日の本会議における大臣の答弁につきましては、中間処理場に搬出する場合には、最終的な利用先が決まっています。一時的な場合は元請業者がその最終的な搬出先の確認まで行うことは可能だと思っております。最終的な利用先が未定のまま中間処理場に引き取ってもらう場合、あるいはその再利用のために土砂を改良するようなためを持ち込んでいくようなケースにつきましては、元請業者が中間処理場から最終的な搬出先のところまでそれをずっと確認するということを求めることは過度な負担になるおそれがあるという認識をされているということをお答えしたというところでございます。

しかしながら、中間処理場に搬出された後も、今日、これ午前中に長峯委員からも抜け穴にならないようにという御指摘ございましたけれども、中間処理場に搬出された後も最終処分や再利用が適切になされるといったことは重要であると認識しておりますので、国土交通省としては、中間処理場の実態把握、これに努めた上で、その実態を踏まえて必要な対策を今後講じてまいりたいと考

えております。

○武田良介君 答えていただけないと思うんですね。

私は、その建設発生残土、最終的な責任は誰が持つのかというふうにお伺いしました。元請業者がその、いや、それはそうですね、搬出している工事に対して元請になっているわけですから、その工事に対してはそうですね、そして役割を担ってもらう必要があると言われました。私、責任だと言ってたんです、役割じゃないんです。誰が責任を負うべきなんですか。

○政府参考人(長橋和久君) 現場から土砂を搬出する場合、それが適切に再利用又は処理されるようにするということは、今委員も御指摘ありました、元請が責任を持つべきものと考えております。

ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、中間処理場から先のことについては、最終処分まで一律に全て確認すること、それを責任を持たせるのは過度な負担になるおそれがあると考えてございまして、ただ、搬出先の適正確保という今申し上げました元請の責任が果たせるように、私どもとしては、中間処理場の今後しっかり管理とか運営の実態を急いで確認した上で必要な対策を考えてまいりたいと考えております。

○武田良介君 納得まだしているわけではありませぬけれども。

先ほどの答弁、もう少し詳しく踏み込んで聞かせていただきたいと思うんですが、過度な負担になると言っているものに対して二つ理由を挙げられているわけですね。様々な現場から運び込まれた土と混ぜられてしまうと、なぜ過度な負担になるんですか。

○政府参考人(長橋和久君) お答え申し上げます。現場から出た土が、そのままどこ、最終的にどこで、まあ再利用されるにしても処分されるにしても、自分の現場から出た土、工事の責任者とし

て、それがどこで最終的にどうなりましたかというのを本来確認するということが資源有効利用計画法でありますけれども、申し上げたように、中間処理場に行つて混じつて、例えば土地改良をして混じつてしまつたりとか、あるいは一時的に堆積した後にどこかまた持つていくようなケースのところまで、最後まで持つて元請業者が責任を持つて見なさいということまで一律に決める場合は、時間的な問題とか混じり合つてしまうことがあるものから、それを完全に一律に責任持たせるということはやや過度な負担になるのではないかと認識で申し上げたということでございます。

○武田良介君 一つ聞かせていただきます。もう一つの方は、搬出までに長期間を要する場合があると、これがなぜ過度な負担になるのでしょうか。

○政府参考人(長橋和久君) ちよつと先ほど重要なところありますけれども、いろんな混じり合つたりとかあるいは時間を置いていくということ、工事の現場が既に終わった後についても引き続きそれをずっと管理し続けていくとか、あるいはもう混じつてしまつてそこは確実に明確にこの現場から出た土だということが分からないようなケースもあるので、そこは、済みません、混じり合うこととちよつと時間的な部分、それは現場としてとちよつと管理の期間ということも含めて過度な負担になるケースがあるのではないかと認識を申し上げたことでございます。

○武田良介君 つまり、その現場の工事が終わつてもいつまで管理したらいいのか分からないから、そのために人を配置しなきゃいけないだとか様々な実務作業も生まれるだとか、そういったこと

とが負担になる、まあ一部その費用も掛かるだろうし、それが負担になる、つまりそういうことですね。よろしいですか。

○政府参考人(長橋和久君) そういう面もあるんではなからうかと思つております。

○武田良介君 この答弁に関つては、最後に大臣に一つ伺いたいというふうに思ふんです。

私は、発生者に最終処分まで責任を負わせるべきではないかというふうに質問させていただいたんですが、答弁は、元請業者に、先ほどもありましたけれども、元請業者に責任を求めるとは過度な負担になるというふうに言われているんですね。何で違うのか。じゃ、発生者だったら責任求めることできるんですか。大臣、大臣に伺つています。

○国務大臣(斎藤鉄夫君) 今、公共工事におきましては、大半がいわゆる利用先をきちつと決めるということで行われており、公共工事においては八六%がしっかりと利用先が決まっているという段階でございます。

問題はいわゆる民間工事で、民間工事の場合、発注者がそういうことに詳しくない、今いろいろな様々な、個人も含めてですね、発注者がいらつしやる、そういう中では知識を持つている元請がしっかりとこの発生土について責任を持つていくというのが基本だと、このように思っています。

私は、この議論させていただいて、この元請がしっかりとこの建設発生土について責任を持つていくというのが基本姿勢だと思つていますが、そういう中で、先ほど言ったような理由でなかなかすぐその処分先が見付からないものにつまましては、ある意味で、その元請が最終的にしっかりと責任を持つていくことを基本としつても、その中間処理場の実態の把握を行った上で必要な対策を講じていかなければならない、今局長が答弁したとおりでございますが、このように考えております。

○武田良介君 発生者の責任というのは、何も私

が言い出したわけではなくて、皆さんよく御存じだと思つていただけます。大原則だと思ふんですね。これ、しっかりと私問われるべきだと思つてます。

過度な負担というふうに言われますけれども、とりわけ大量の建設発生土を出すような発注者というのは、私、資力も十分あるところだと思つてますよ。例えば、国家的なプロジェクトだといって私もニアの問題何度も取り上げさせていただいておりますけれども、J R東海ですとね、国家的プロジェクトですとね。私は、資力もあると思うし、そういう責任を果たし得ると思う。もちろん、発生者の中には個人もいるでしょう。だつたら工夫すればいいんですよ、そういう方たちに対して、どういふふうに対応いただけるのか。この原則を私はやっぱり外してはいけないというふうに思っています。

民間の中間処理場とは何かということについて確認をしておきたいと思ふんですが、建設発生土の中間処理業者というのは、根拠となる法令、つまり業法みたいなものあるんですか。

○政府参考人(長橋和久君) 建設発生土を一時的に受け入れる中間処理場を営業するために必要な許可制度など、いわゆる業規制法は承知してございますが、今回、新たなこの法制度によつて、規制区域内で行われる盛土等については都道府県知事の許可あるいは工事の完了検査等の行為規制が掛かることになるということでございます。

いわゆる、お尋ねの点については、業規制法とこの法があるというのは承知してございませぬ。

○武田良介君 ないんですよ。だから、私、実態把握できないんだと思ふんです。

大臣、私の質問に対して、先ほど紹介しましたけれども、業の詳細を全て把握しているわけではないということでした。でも、先ほど来の質疑の中でも出てきましたけれども、私の問題意識は、そういう実態をどうやって把握できるのか。今回法案通せばできるんだみたいなこと言いますけれども、本当にそうなのか。私はそうじゃないと思ふんです。

○委員(斎藤嘉隆君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案の審査のため、来る十七日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(斎藤嘉隆君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(斎藤嘉隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

五月十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

れども、本当にそうなのか。私はそうじゃないんじゃないだろうかというふうに思います。私の質問に対しても、厳格な出口規制と併せて中間処理場の管理運営の更なる実態把握努めるというふう

に言われたけれども、行為規制ですとね、今度の法案は、業に対してどういふ業態になつていくのかということ把握するものではないと思ふ。全国どうなつていくのかつかめるものではないと思ふ。

そのことは大いに疑問だということも申し上げさせていただいて、時間になつてしまいましたので、今日は終わりにさせていただきますというふうに思います。

○委員(斎藤嘉隆君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員(斎藤嘉隆君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案の審査のため、来る十七日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(斎藤嘉隆君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(斎藤嘉隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

宅地造成等規制法の一部を改正する法律

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針及び基礎調査（第三条―第九条）

第三章 宅地造成等工事規制区域（第十条）

第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制（第十一条―第二十五条）

第五章 特定盛土等規制区域（第二十六条）

第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制（第二十七条―

第四十四条）

第七章 造成宅地防災区域（第四十五条）

第八章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第四十六条―第四十八条）

第九章 雑則（第四十九条―第五十四条）

第十章 罰則（第五十五条―第六十一条）

附則

第一条中「に伴う崖崩れ」を「特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ」に改める。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第一号中「森林」を「森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）」に、「以外」を「（以下「公共施設用地」という。）以外」に改め、同条第二号中「又は宅地において行う」を「（以下「盛土その他の」に改め、「宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）」を削り、同条第七号中「宅地造成」の下に「又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）」を加え、同条第九号とし、同条第六号中「宅地造成」の下に「特定盛土等若しくは土石の堆積」を加え、同条第八号とし、同条第五号中「造成主」を「工事主」に改め、「宅地造成」の下に「特定盛土等若しくは土石の堆積」を加え、同条第七号とし、同条第四号中「宅地造成」の下に「特定盛土等又は土石の堆積」を加え、「を」を「第五十五条第二項において同じ。」に改め、同条第六号とし、同条第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形状の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。）をいう。

第二章 宅地造成工事規制区域」を「第二章 基本方針及び基礎調査」に改める。

第三条を次のように改める。

（基本方針）

第三条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下

「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
 - 三 第十條第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六條第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五條第一項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 第三十條中「第十二條第二項」を「第十六條第二項又は第三十五條第二項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同條を第六十一條とする。
- 第二十九條中「前三條」を「次の各号に掲げる規定」に、「場合においては、その」を「ときは、」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同條に次の各号を加える。
- 一 第五十五條 三億円以下の罰金刑
 - 二 第五十六條第三号 一億円以下の罰金刑
 - 三 第五十六條第一号、第二号若しくは第四号又は前三條 各本條の罰金刑
 - 二十九條を第六十條とし、第二十八條を削る。
- 第二十七條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同條第一号中「第四條第一項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）」を「第五條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同條第二号中「第五條第一項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）」を「第六條第一項」に、「者又は」を「とき、又は」に、「行つた者」を「行つたとき」に改め、同條第三号及び第四号を削り、同條第五号中「第十五條」を「第二十一條第一項若しくは第四項又は第四十條第一項若しくは第四項」に、「者」を「とき」に改め、同號を同條第三号とし、同號の次に次の二號を加える。

- 四 第二十一條第三項又は第四十條第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行
 - い、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 五 第二十五條（第四十八條において準用する場合を含む。）又は第四十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 第二十七條第六号及び第七号を削り、同條を第五十八條とし、同條の次に次の一條を加える。
 - 第五十九條 第四十九條の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
 - 第七章の章名及び第二十六條を削り、第二十五條を第五十四條とし、同條の次に次の章名及び三條を加える。
- 第十章 罰則
- 第五十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。
- 一 第十二條第一項又は第十六條第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第三十條第一項又は第三十五條第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第十二條第一項、第十六條第一項、第三十條第一項又は第三十五條第一項の許可を受けたとき。
 - 四 第二十條第二項から第四項まで又は第三十九條第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第十三條第一項又は第三十一條第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四条中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（緊急時の指示）

第五十一条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき認められる場合において、当該災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

（都道府県への援助）

第五十二条 主務大臣は、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他のこの法律に基づく都道府県が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

（主務大臣等）

第五十三条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

第六章の章名を削る。

第二十三条中「第十八条」を「第二十四条」に改め、「又はその命じた者若しくは委任した者」を削り、「第十九条」を「第二十五条」に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第九章 雑則

（標識の揭示）

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

第二十二條第一項中「第二十条第一項」を「第四十五条第一項」に、「占有者」を「占有者（次項において「造成宅地所有者等」という。）」に改め、同条第二項中「同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「及び」という。）」を削り、「宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等」に、「第二十条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条第五項」を「第二十条第五項から第七項まで」に改め、同条を第四十七条とする。

第二十一条を第四十六条とする。

第五章を第八章とする。

第二十条第一項中「この法律」を「基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律」に、「関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）」に、「居住者その他の者」を「居住者等」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改め、同条第三項中「第三条第二項から第四項まで及び第四条から第

七条まで」を「第十条第二項から第六項まで」に改め、第四章中同条を第四十五条とする。

第四章を第七章とする。

第十九条中「宅地造成工事規制区域内における宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「当該宅地」を「当該土地」に改め、第三章中同条を第二十五条とする。

第十八条第一項中「又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、」を「は、」に、「第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで」を「第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第二十条第一項から第四項まで」に、「必要がある場合においては」を「に必要な限度において、その職員に」に、「当該宅地」を「当該土地」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「検査する」を「検査させる」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十七条第一項中「宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成」を「宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等」に、「又は」を「若しくは」に、「不完全である」を「不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分である」に、「ときは、宅地造成」を「ときは、宅地造成等」に、「当該宅地」を「当該宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「占有者」を「占有者（次項において「土地所有者等」という。）」に、「又は地形」を「地形」に、「改良」を「改良又は土石の除却」に改め、同条第二項中「同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）」を「土地所有者等」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「前項の災害」を「同項の災害」に、「変更」を「変更又は土石の堆積」に、「宅地所有者等に」を「土地所有者等に」に改め、同条第三項中「第十四条第五項」を「第二十条第五項から第七項まで」に改め、同条を第二十三条とする。

第十六条の見出し中「宅地」を「土地」に改め、同条第一項中「宅地造成工事規制区域内の宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「宅地造成（宅地造成工事規制区域）を「宅地造成等（宅地造成等工事規制区域）」に、「以下次項、次条第一項及び第二十四条」を「次項及び次条第一項」に、「宅地を」を「土地を」に改め、同条第二項中「宅地造成工事規制区域内の宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「土地の」を「土地の」に、「造成主」を「工事主」に改め、同条を第二十二条とする。

第十五条第一項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「造成主」を「工事主」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地以外の土地を宅地」を「公共施設用地を宅地又は農地等」に改め、「第八条第一項本文若しくは」を削り、「の許可」を「若しくは第十六条第一項の許可」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「宅地造成工事規制区域内の宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）」に改め、「第八条第一項本文若しくは」を削り、「の許可」を「若しくは第十六条第一項の許可」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

第十五条を第二十一条とする。

第十四条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「工事で、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合していないものを「次に掲げる工事」に、「造成主」を「工事主」に、「に對して」を「（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に對して」に、「措置」を「措置（以下この条において「災害防止措置」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事
- 二 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事
- 三 第十三条第一項の規定に適合していない工事
- 四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

第十四条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地

二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

第十四条第四項中「同項に規定する者」を「工事主等」に、「これらの者」を「当該工事主等」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならぬ。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確認することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置

を講ずべきことを命ずるとまがないとき。

第十四条に次の二項を加える。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第十四条を第二十条とする。

第十三条の見出しを「（元了検査等）」に改め、同条第一項中「第八条第一項本文」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項」に、「場合においては、国土交通省令」を「ときは、主務省令で定める期間内に、主務省令」に、「第九条第一項」を「第十三条第一項」に、「受けなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項中「工事が第九条第一項」を「工事が第十三条第一項」に、「国土交通省令」を「主務省令」に、「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。第十三条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（中間検査）

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（定期の報告）

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

第十二条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「第八条第二項及び第三項並びに前三条」を「第十

二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項」に改め、同条第四項中「次条」を「次条から第十九条まで」に、「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

第十二条を第十六条とする。

第十一条の見出しを「（許可の特例）」に改め、同条中「（指定都市又は中核市の区域内においては、それぞれ指定都市又は中核市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域」を「指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成等」を「宅地造成等に」に、「国又は都道府県と」を「これらの者と」に、「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

第十一条を第十五条とする。

第十条の見出しを「（許可証の交付又は不許可の通知）」に改め、同条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

第十条に次の二項を加える。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

第十条を第十四条とする。

第九条の見出し中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条第一項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等に」に、「工事は」を「工事（前条第一項ただ

し書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は」に改め、同条を第十三条とする。

第八条の見出し中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条第一項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「行われる宅地造成」を「行われる宅地造成等」に、「造成主」を「工事主」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

第八条第二項中「前項本文」を「前項」に、「に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定」を「が次に掲げる基準」に、「は、同項本文」を「、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

第八条第三項中「第一項本文」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

第八条を第十二条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（住民への周知）

第十一条 工事主は、次条第一項の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

第三章の章名中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同章を第四章とし、同章の次に次の二章を加える。

第五章 特定盛土等規制区域

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主

務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(住民への周知)

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(前条第一項

ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

（条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第三十二条 都道府県は、第三十条第一項の許可については、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で定める規模とすることができる。

（許可証の交付又は不許可の通知）

第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

（許可の特例）

第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十条第一項の許可があつたものとみなす。

2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

（完了検査等）

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定めるとの様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(中間検査)

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都道府県知事から指定する期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(定期の報告)

第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(監督処分)

第三十九条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

1 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで施行する工事

2 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

3 第三十一条第一項の規定に適合していない工事

4 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

5 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

1 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地

2 第三十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第三十一条第一項の規定に適合していないと認められた土地

3 第三十六条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

4 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかの場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができ、この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

(工事等の届出)

第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行うとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(土地の保全等)

第四十一条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第四十二条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大いだと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、

当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第三十九条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（立入検査）

第四十三条 都道府県知事は、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項、第三十七条第一項、第三十九条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴取）

第四十四条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第七条第一項中「（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下この条及び第九条において同じ。）は、第四条第一項又は第五条第一項」を「は、第五条第一項又は第六条第一項」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第二項中「者が」を「者とが」に改め、同条第三項中「場合において」を「とき」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条及び一章を加える。

（基礎調査に要する費用の補助）

第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県の行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第三章 宅地造成等工事規制区域

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれが大きい第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第六条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第三項中「場合において」を「とき」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出し中「障害物」を「基礎調査のための障害物」に改め、同条第一項中「さく等（以下）を「柵その他の工作物（以下この条、次条第二項及び第五十八条第二号において）」に、「試掘等」を「この条、次条第二項及び同号において「試掘等」に、「与えようとする」を「与える」に改め、同条第二項中「行なおう」を「行おう」に改め、「までに、」の下に「その旨を」を加え、同条を第六条とする。

第四条の見出しを「（基礎調査のための土地の立入り等）」に改め、同条第一項中「又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定のため」を「（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第五十条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために」に、

「場合において」を「とき」に、「立ち入る」を「自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせる」に改め、同条第二項中「その旨を」を「その旨を当該」に改め、同条第三項中「建築物が所在し、又はかき、さく等」を「建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物」に、「立ち入ろうとする」を「立ち入る」に、「場合において」を「とき」に、「その土地」を「当該土地」に改め、同条第五項中「又は所有者」を削り、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(基礎調査)

第四条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第十五条第一項及び第三十四条第一項を除き、以下同じ。）は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域（以下この項及び次項にお

いて「旧宅地造成工事規制区域」という。）の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日（第三項において「施行日」という。）から起算して二年を経過する日（その日まで）にこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項及び第三項において「新法」という。）第十条第四項の規定による公示がされた新法第四条第一項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあつては、当該公示の日の前日）までの間（次項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。

2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第八条第一項本文（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による指定がされている造成宅地防災区域（以下この項において「旧造成宅地防災区域」という。）の指定の効力及び解除並びに旧造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置については、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新法第四十五条第三項において準用する新法第十条第四項の規定による公示がされた新法第四条第一項の都道府県の区域内にある旧造成宅地防災区域にあつては、当該公示の日の前日）までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの

とする。

(建築基準法の一部改正)

第六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八十八条本文若しくは第十二条第一項」を「第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条第一項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五十二条の次に次の一条を加える。

(宅地造成及び特定盛土等規制法の特例)

第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十二号)第十二条第一項又は第三十条第一項の規定により許可を要するものをしよとする場合における同法第十五条第一項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第三十四条第一項(同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、同法第十五条第一項中「これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第十二条第一項の許可があつたものとみなす」とあるのは「第十二条第一項の規定にかかわらず、国があらかじめ都道府県知事に当該工事をする旨を通知することをもつて足りる」と、同法第三十四条第一項中「これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十条第一項の許可があつたものとみなす」とあるのは「第三十条第一項の規定にかかわらず、国があらかじめ都道府県知事に当該工事をする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条第一項及び第三十一条第一項の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は

第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出を要するものをしよとする場合におけるこれらの規定の適用については、同法第二十一条第一項及び第四十条第一項中「日から二十一日以内」に、主務省令で定めるところにより」とあるのは「ときは、遅滞なく」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十一条第三項及び第四十条第三項中「その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより」とあるのは「あらかじめ」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十七条第一項中「当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を」とあるのは「あらかじめ、当該工事について」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十八条第一項中「前条第一項の規定による届出」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第一百五十二条の二十七第三項の規定により読み替えられた前条第一項の規定による通知」と、「当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。をしようとする」とあるのは「当該通知に係る事項の変更をする」と、「当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を」とあるのは「あらかじめ、当該変更について」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」とする。

4 第一項及び前項の規定により読み替えられた宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条第一項、第二十一条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十四条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による通知を受けた者は、同法第二条第五号に規定する災害の防止のため必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができ。

(森林・林業基本法の一部改正)

第八条 森林・林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「昭和二十九年法律第八十四号」の下に「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第九条 都市計画法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第七号の表宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第三条第一項

の宅地造成工事規制区域」を「第十条第一項の宅地造成等工事規制区域」に、「第九条」を「第十三条」に改め、同項の次に次のように加える。

宅地造成及び特定盛土等規制法 第二十六条第一項の特定盛土等 規制区域	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合すること。
--	---	--------------------------------

第三十三条第一項第十二号及び第十三号中「又は」を「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は」に改め、「開発行為（〇）の下に（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに）」を加える。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第十条 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「昭和三十六年法律第百八十三号」の下に、「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）」を加える。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第十一項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第八十七条の二第二項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第五章まで」を「第四章まで、第七章及び第八章」に改め、同条第四項中「宅地造成等規制法第七条、第九条及び第十一条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第四条、第八条、第九条、第十三条、第十五条第一項、第十八条第四項及び第十九条第二項」に、「同条」を「同法第十五条第一項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十二条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「建設業法」の下に、「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）」を加える。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを
掲載 小字及び―は修正)

とする。

附則

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法(以下この条において「旧法」という。)第三条第一項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域(以下この項及び次項において「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日(第三項において「施行日」という。)から起算して二年を経過する日(その日まで)にこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(以下この項及び第三項において「新法」という。)第十条第四項の規定による公示がされた新法第四条第一項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあつては、当該公示の日の前日)までの間(次項において「経過措置期間」という。)は、なお従前の例による。

2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第八条第一項本文(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による指定がされている造成宅地防災区域(以下この項において「旧造成宅地防災区域」という。)の指定の効力及び解除並びに旧造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置については、施行日から起算して二年を経過する日(その日までに新法第四十五条第三項において準用する新法第十条第四項の規定による公示がされた新法第四条第一項の都道府県の区域内にある旧造成宅地防災区域にあつては、当該公示の日の前日)までの間は、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定^のについて、その施行の規制区域以外の土地における盛土等の状況その他^{盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制の在り方について}状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの

以内に、新法第十条第一項の宅地造成等工事規制区域及び新法第二十六条第一項の特定盛土等